

那覇市公報

第 1 5 7 0 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市税条例の一部を改正する条例(税制課)	63
○那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(国保長寿医療課)	67
○那覇市税条例の一部を改正する条例(税制課)	68

◇訓 令◇

○那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令 (行政経営課・共同訓令)	78
--	----

◇告 示◇

○平成 24 年(2012 年) 3 月那覇市議会臨時会の招集について(総務課)	80
○平成 23 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第 1 号) (市街地整備課)	80
○平成 24 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算(市街地整備課)	82
○個人情報業務変更届出書の公表について(総務課)	84
○個人情報業務届出書の公表について(総務課)	87
○那覇市鏡水ふれあい会館の指定管理者の指定について (平和交流・男女参画課)	89
○市道路線の認定及び廃止について(道路管理課)	89
○市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示(道路管理課)	100
○市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示(道路管理課)	110
○歩行者専用道路の指定に関する告示(道路管理課)	115

○平成 24 年(2012 年) 3 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について (総務課)……………	117
○固定資産の価格等の登録について(資産税課)……………	117
○平成 24 年(2012 年) 3 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について (総務課)……………	117
○那覇市営住宅等家賃等徴収業務委託について(市営住宅課)……………	118
○那覇市立幼稚園保育料等の集金代行業務委託について(こども政策課)……………	118
○那覇市保育所保育料等の集金代行業務委託について(こどもみらい課)……………	119
○平成 24 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算(区画整理課)……………	119
○平成 23 年度那覇市水道事業会計補正予算(第 1 号) (上下水道局・企画経営課)……………	121
○平成 23 年度那覇市下水道事業会計補正予算(第 1 号) (上下水道局・企画経営課)……………	122
○平成 24 年度那覇市水道事業会計予算(上下水道局・企画経営課)……………	124
○平成 24 年度那覇市下水道事業会計予算(上下水道局・企画経営課)……………	126

◇ 公 告 ◇

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設課)……………	129
○那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)……………	129
○那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)……………	130
○那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)……………	131
○那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)……………	131
○那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)……………	132
○那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)……………	133
○那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)……………	133
○那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)……………	134
○那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)……………	135

○那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)……………	136
○那覇広域都市計画公園事業の施行について(花とみどり課)……………	136
○随意契約の公表について(クリーン推進課)……………	137
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設課)……………	137

◇議 会 訓 令◇

○那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………	138
------------------------------	-----

◇消防本部訓令◇

○那覇市火災等予防査察規程の一部を改正する訓令……………	140
○那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令(共同訓令)……………	78

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道事業審議会設置規程の一部を改正する規程……………	143
○那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程……………	144
○那覇市上下水道局資材の譲与に関する規程……………	145
○那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程……………	154
○那覇市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程……………	156
○那覇市上下水道局被服貸与規程の一部を改正する規程……………	159
○那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令(共同訓令)……………	78

◇教育委員会規則◇

○那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則及び那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………	161
○那覇市立幼稚園管理運営規則……………	163
○幼保幼稚園に係る管理運営の特例に関する規則……………	170

○那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則……………	174
○那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則の一部を改正する規則……………	176
○那覇市教育委員会の教育行政運営ビジョンの策定等に関する規則を廃止する規則 ……………	177
○那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………	177
○特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を 改正する規則……………	186

◇教育委員会訓令◇

○那覇市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程の一部を改正する訓令 ……………	188
--	-----

◇教育委員会教育長訓令◇

○那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令……………	190
○那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令（共同訓令）……………	78

◇選挙管理委員会告示◇

○那覇市農業委員会委員の解任請求に要する選挙権を有する者の数について…	193
-------------------------------------	-----

◇監査委員公表◇

○平成 23 年度定期監査（工事監査）の結果に対する措置について（公表）…	193
---------------------------------------	-----

◇正 誤◇

○那覇市公報第 1569 号の正誤……………	196
○那覇市公報第 1570 号の正誤……………	196

条 例

那覇市条例第23号

平成24年 3 月 30 日

公 布 済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）</u> <u>第17条の2</u> その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、付則第13条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、付則第13条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、付則第13条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例） 第18条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の3及び付則第3条の3の2の規定の適用については、付則第3条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第3条の3の2第1項中「租税特別措置</u>	<u>される租税特別措置法第31条の3第1項」と、付則第14条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、付則第13条、付則第13条の2、付則第13条の3又は付則第14条の規定を適用する。</u> 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。 （東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例） 第18条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき<u>震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の3及び付則第3条の3の2の規定の適用については、付則第3条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第3条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関</u>
---	---

法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「<u>法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項</u>」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。	係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「<u>法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項</u>」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。 2 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における付則第3条の3及び第3条の3の2の規定の適用については、付則第3条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第3条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(市民税に関する経過措置)
- 2 改正後の那覇市税条例付則第18条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

那覇市条例第24号

平成24年 3 月 30 日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則	付 則 (東日本大震災に係る被災居住用財産の 敷地に係る譲渡期限の延長の特例) 15 世帯主又はその世帯に属する被保険者 若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 44条の2第3項の規定の適用を受ける場合 における付則第4項(付則第5項において 準用する場合を含む。)の規定の適用につ いては、付則第4項中「第36条」とあるの は第 36条(東日本大震災の被災者等に係 る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成23年法律第29号 第11条の6第1項の 規定により適用される場合を含む。))と 「同法」とあるのは「租税特別措置法」 とする。
15 〔略〕	16 〔略〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の 欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部 分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改 める。	

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市条例第25号

平成24年 3 月30日

公 布 済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(固定資産税の納税義務者等) 第54条 [略] 2～6 [略] 7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の1で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。 付 則 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第6条の2 [略] 2～6 [略] 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し	(固定資産税の納税義務者等) 第54条 [略] 2～6 [略] 7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。 付 則 (<u>法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合</u>) <u>第6条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第6条の3 [略] 2～6 [略] 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し

た申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(土地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 次条から付則第10条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定の定めるところによる。

(1)～(5) [略]

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第7項(付則第9条の場合にあっては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第7項)

(7) [略]

(平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例)

第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成22年度分又は平成23年度分の固定資

た申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第7条 [略]

(1)～(5) [略]

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(付則第9条の場合にあっては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)

(7) [略]

(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)

第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成25年度分又は平成26年度分の固定資

産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地であって、平成23年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例）

- 第8条 宅地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又

産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地であって、平成26年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例）

- 第8条 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に

は商業地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額(当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固

に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

定資産税の課税標準額(当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「住宅用地据置固定資産税額」という。))を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税についての経過措置）

第8条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条 農地に係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[表 略]

（特別土地保有税の課税の特例）

第11条 付則第8条第1項から第6項までの規定の適用がある宅地等（付則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税についての経過措置）

第8条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第9条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

[表 略]

（特別土地保有税の課税の特例）

第11条 付則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（付則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の

特別土地保有税については、第117条第1号及び第120条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第8条第1項から第6項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成24年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 [略] （旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告） 第16条 [略] 2 [略]	特別土地保有税については、第117条第1号及び第120条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第117条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 [略] （旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告） 第16条 [略] 2 [略] 第16条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類 (2) 次に掲げる事項を記載した書類
--	---

	<u>ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u> <u>イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u> <u>ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</u> <u>(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館(次号及び第5号において「博物館」という。)を設置した年月日を記載した書類</u> <u>(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類</u> <u>(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類</u>
備考	1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の那覇市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成24年度分の固定資産税に限り、新条例第67条第1項の規定の適用については、同項

中「4月1日から同月30日まで」とあるのは、「5月1日から同月31日まで」とする。

- 3 新条例付則第6条の2第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第 号。次項及び第5項において「平成24年改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 この条例による改正前の那覇市税条例(以下この項において「旧条例」という。)付則第8条第2項(住宅用地に係る部分に限る。)及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例付則第8条第2項	前項	付則第8条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例付則第8条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	付則第8条第1項

- 5 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定(固定資産税に関する部分に限る。)の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第10条	又は第9条の2	若しくは第9条の2又は那覇市税条例の一部を改正する条例(平成24年那覇市条例第25号。以下「平成24年改正条例」という。)付則第2条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の那覇市税条例(以下「平成24年改正前の条例」という。)付則第8条第2項若しくは第4項
	又は第9条の規定	若しくは第9条又は平成24年改正条例付則第2条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例付則第8条第2項若しくは第4項の規定
付則第11条第1項	から第5項まで	から第5項まで又は平成24年改正条例付則第2条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成2

		4年改正前の条例付則第8条第2項 若しくは第4項
--	--	-----------------------------

訓 令

那 覇 市 訓 令 第5号
那 覇 市 消 防 本 部 訓 令 第2号
那 覇 市 上 下 水 道 局 規 程 第7号
那覇市教育委員会教育長訓令 第2号
平 成 24 年 3 月 30 日
公 表 済

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部消防長 仲 里 仁 公

那覇市上下水道事業管理者 宮 里 千 里

那覇市教育委員会教育長 城 間 幹 子

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令

那覇市生涯学習推進本部規程（平成15年那覇市訓令第17号、那覇市消防本部訓令第5号、那覇市水道局規程第3号、那覇市病院管理規程第33号、那覇市教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第6条関係)

部局	幹事
[略]	
教育委員会	総務課長、生涯学習課長、市民スポーツ課長、文化財課長、施設課長、学校教育課長、 <u>総合青少年課長</u> 、学務課長、学校給食課長、中央公民館長、中央図書館長、教育研究所長、学校給食センター所長

[改正後 別記]

別表(第6条関係)

部局	幹事
[略]	
教育委員会	総務課長、生涯学習課長、市民スポーツ課長、文化財課長、施設課長、学校教育課長、 <u>教育相談課長</u> 、 <u>青少年育成課長</u> 、学務課長、学校給食課長、中央公民館長、中央図書館長、教育研究所長、学校給食センター所長

告 示

那覇市告示第 171 号

平成 24 年 3 月 27 日

掲 示 済

平成 24 年(2012 年) 3 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 24 年(2012 年) 3 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 24 年 3 月 30 日(金)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
平成 23 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)

那覇市告示第 172 号

平成 24 年 3 月 28 日

掲 示 済

平成 24 年(2012 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 23 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第 1 号)の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第 1 号)

平成 23 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 577,309 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 753,005 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		797,622	△404,736	392,886
	1 国庫補助金	797,622	△404,736	392,886
2 繰入金		181,990	△39,535	142,455
	1 一般会計繰入金	181,990	△39,535	142,455
3 繰越金		1	562	563
	1 繰越金	1	562	563
5 市債		350,700	△133,600	217,100
	1 市債	350,700	△133,600	217,100
歳 入 合 計		1,330,314	△577,309	753,005

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 都市再開発事業費		1,271,145	△577,523	693,622
	1 都市再開発事業費	1,271,145	△577,523	693,622
2 公債費		59,169	214	59,383
	1 公債費	59,169	214	59,383
歳 出 合 計		1,330,314	△577,309	753,005

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 都市再開発事業費			千円 179,795
	1 都市再開発事業		179,795
		農連市場地区市街地再開発事業	81,000
		モノレル旭橋駅周辺地区市街地再開発事業	87,795

第3表 地方債補正
変 更

起債 の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債 の 方法	利率	償還 の 方法
1 都市 再開 発 事業	千円 350,700	普通 貸借 又は 証券 発行 (登 録公 債)	年5% 以内(た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	償還期間は、 据置期間を含 め30年以内と する。 償還方法は、 元利均等、元金 均等等による。 ただし、財政 の都合により、 据置期間中で あっても繰上 償還し、償還年 限を変更し、又 は借り換える ことができる。	千円 217,100	補正前に同じ		
計	350,700				217,100			

那覇市告示第 173 号

平成 24 年 3 月 28 日

掲 示 済

平成 24 年(2012 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 24 年度那覇市市街地
再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 24 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算

平成 24 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところに
よる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 151,855 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予
算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 19,500
	1 国庫補助金	19,500
2 繰入金		117,754
	1 一般会計繰入金	117,754
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 市債		14,600
	1 市債	14,600
歳 入 合 計		151,855

歳 出

款	項	金 額
1 都市再開発事業費		千円 43,362
	1 都市再開発事業費	43,362
2 公債費		108,493
	1 公債費	108,493
歳 出 合 計		151,855

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 都市再開発事業	千円 14,600	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	14,600			

那覇市告示第 174 号

平成 24 年 3 月 28 日

掲 示 済

個人情報業務変更届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第7条第5項及び同施行規則第2条第2項の規定に基づき、個人情報業務変更届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第 2 号様式 (第19条関係)

個人情報業務 (廃止・変更) 届出書

平成 2 4 年 3 月 16 日

那覇市長 様

実施機関 那覇市教育委員会
教育長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号		届出担当課	総合青少年課 電話832-7868
届 出 の 区 分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・変更年月日	平成24年4月1日
業 務 の 名 称	・生徒サポーター派遣事業		
廃止又は変更理由	・組織の再編成による課名の変更		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	(課名) 総合青少年課	(課名) 学校教育課	
備 考			

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書 (第1号様式) の届出番号を記入のこと。



第 2 号様式 (第19条関係)

個人情報業務 (廃止・変更) 届出書

平成 2 4 年 3 月 16 日

那覇市長 様

実施機関 那覇市教育委員会
教育長 城間 幹

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号		届出担当課	総合青少年課 電話832-7868
届 出 の 区 分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・変更年月日	平成24年4月1日
業 務 の 名 称	・メンタルヘルスカウンセリング事業 ・教育相談支援事業 ・子どもの生活リズム形成支援事業 (受託事業) ・学校サポートチーム支援活用事業 ・支援記録簿運用業務		
廃止又は変更理由	・組織の再編成による課名の変更		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	(課名) 総合青少年課	(課名) 教育相談課	
備 考			

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書 (第 1 号様式) の届出番号を記入のこと。

那覇市告示第 175 号
平成 24 年 3 月 28 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第7条第5項及び同施行規則第2条第2項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成24年3月26日

那覇市長 様

實施機關 那霸市長 翁長 雄志

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号		届出担当課		商工農水課電話 8081		
個人情報管理責任者		経済観光部商工農水課長				
業 務 の 名 称		離島支援連携事業				
業 務 の 目 的		本事業は那覇市民が離島4村へ渡るための「海上交通費」と、離島での「宿泊費」の一部を助成する事業である。助成対象者が那覇市民であることを確認するため、上記の個人情報を利用する。				
個人情報の対象者		助成に申請する申請者				
業務の開始年月日		☐ 継 続 / ☒ 新 規(平成24年4月1日)				
個人 情報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ ☐ ☐ その 他	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ ☐ その 他	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ ☐ ☐ ☐ その 他	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障害程度 ☐ ☐ ☐ ☐ その 他	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
個人情報の収集方法		☒ 本人 / ☐ 本人以外(法令・公知性・緊急性・審議会)				
個人情報の収集時期		☐ 定期(月～ 月) / ☒ 随時				
個人情報の告知方法		☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 申請等 ☐ その他				
個人情報の記録形態		☒ 文書 ☐ 図画 ☐ マイクロフィルム ☐ 電磁媒体 ☐ その他				
備 考						

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市告示第 176 号

平成 24 年 3 月 29 日

掲 示 済

那覇市鏡水ふれあい会館の指定管理者の指定について

那覇市鏡水ふれあい会館の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、平成 24 年 2 月定例議会において承認されたので、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市鏡水ふれあい会館
所在地 那覇市字小禄 909 番地 4
- 2 指定管理者となる団体
名 称 鏡水自治会
所在地 那覇市字小禄 884 番地 1
代表者 新垣 正則
- 3 指定期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日

那覇市告示第 177 号

平成 24 年 3 月 29 日

掲 示 済

市道路線の認定及び廃止について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条及び第 10 条 1 項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定及び廃止する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

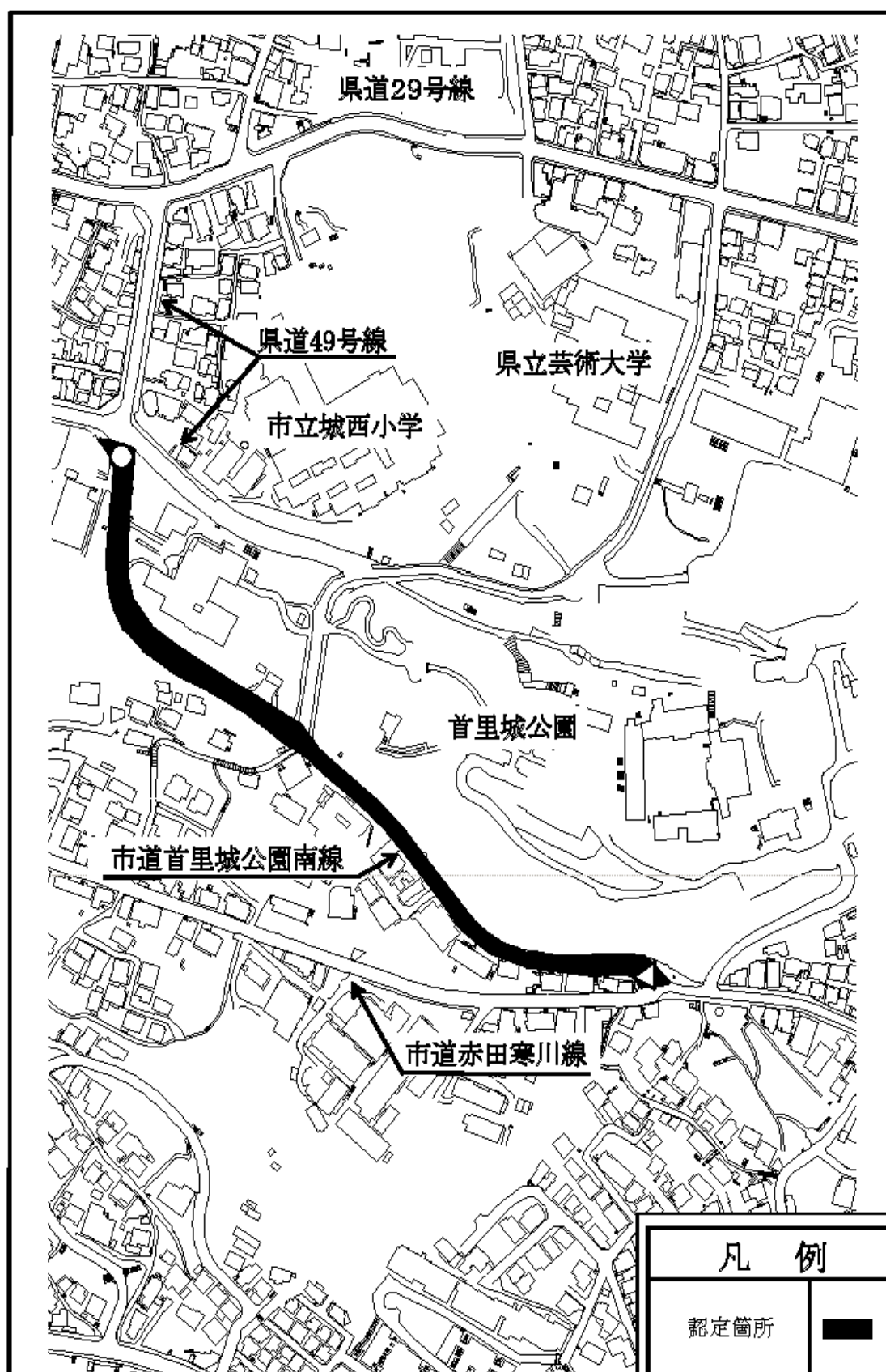
1. 認定する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
2105	首里城公園南線	首里金城町1－2－22 首里当蔵町3－1－5	
2106	安里33号	安里1－468－24 安里1－468－26	
2107	安里34号	安里2－428－5 安里2－439－3	
2108	松川三原東線	松川2－294－11 繁多川1－373－1	
2109	牧志37号	牧志3－228－5 牧志3－228－3	
2110	識名27号	字識名1319－18 字識名1319－14	
2111	汀良6号	首里汀良町3－110－1 首里汀良町3－114－1	
2112	繁多川15号	繁多川3－158－1 繁多川3－504－7	
2113	繁多川16号 (歩行者専用)	繁多川3－500－2 繁多川3－500－5	

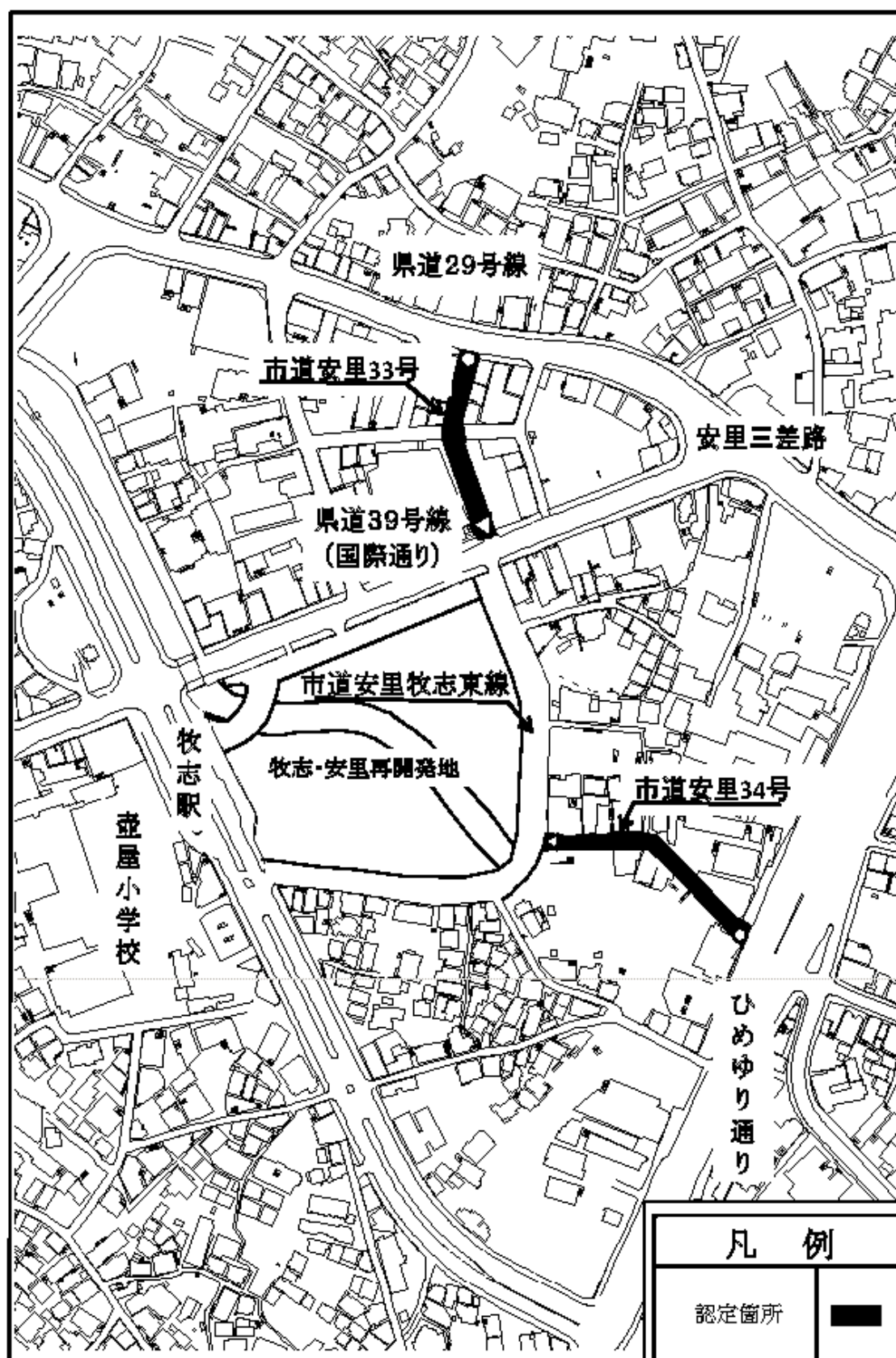
2. 廃止する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
74	守礼門南側線	首里当蔵町3－1 首里当蔵町3－1	
1701	金城9号	首里金城町1 首里金城町1	
1414	安里南線	安里2－428－5 安里1－468－48	
87	壺屋小学校東側線	牧志3－272－5 牧志3－365－1	

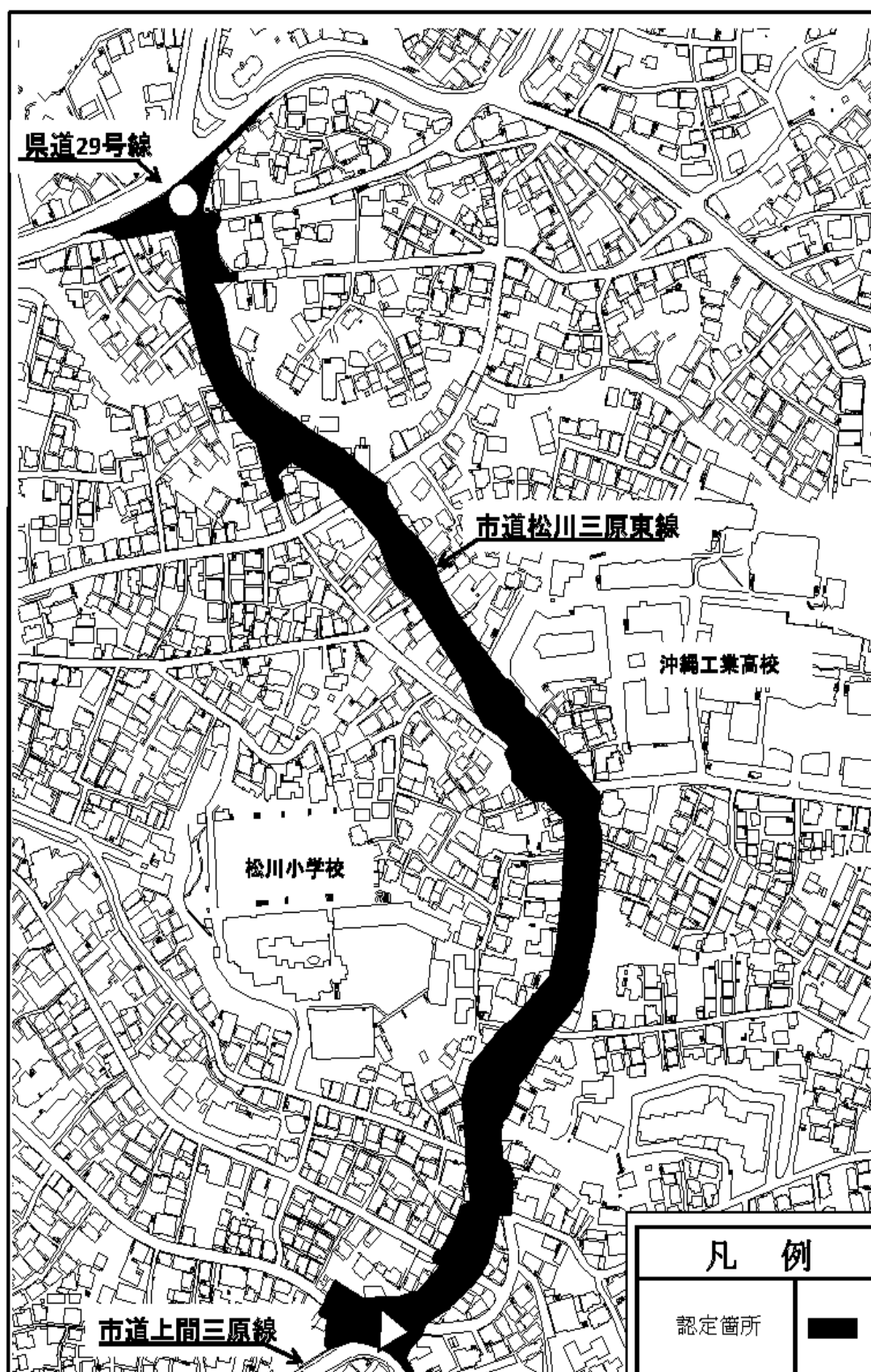
市道路線の認定位置図(参考図)



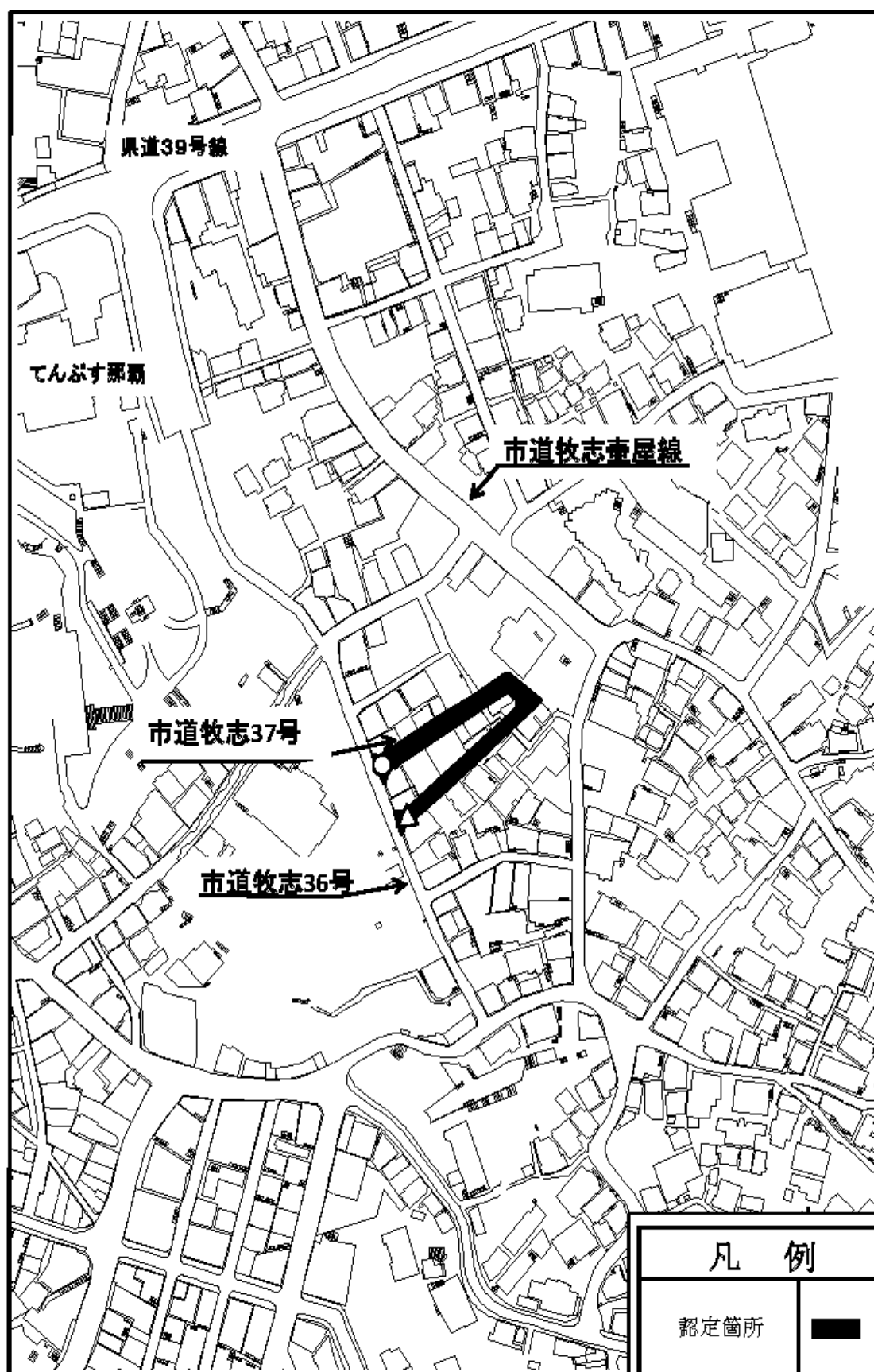
市道路線の認定位置図(参考図)



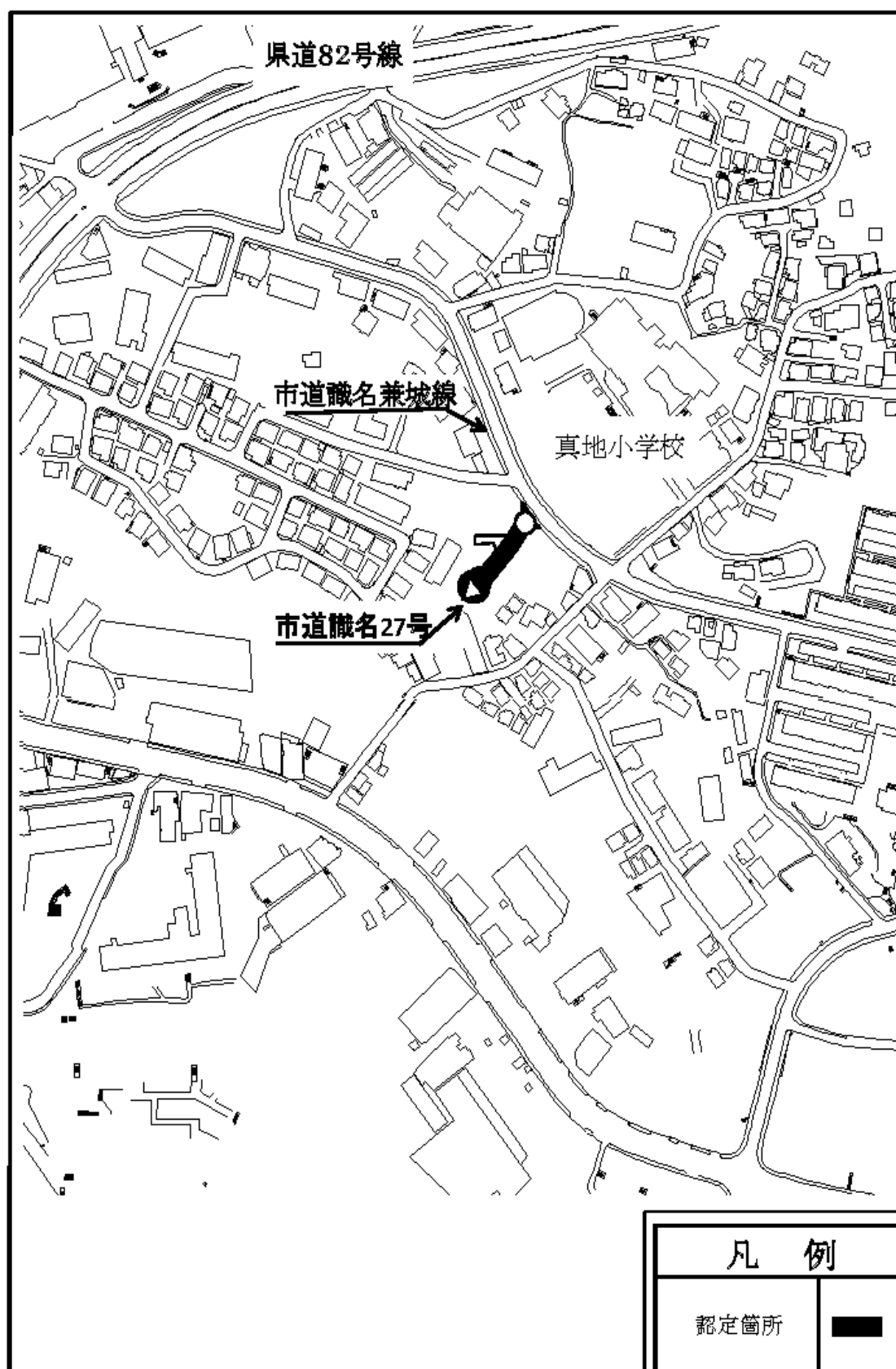
市道路線の認定位置図(参考図)



市道路線の認定位置図(参考図)



市道路線の認定位置図(参考図)



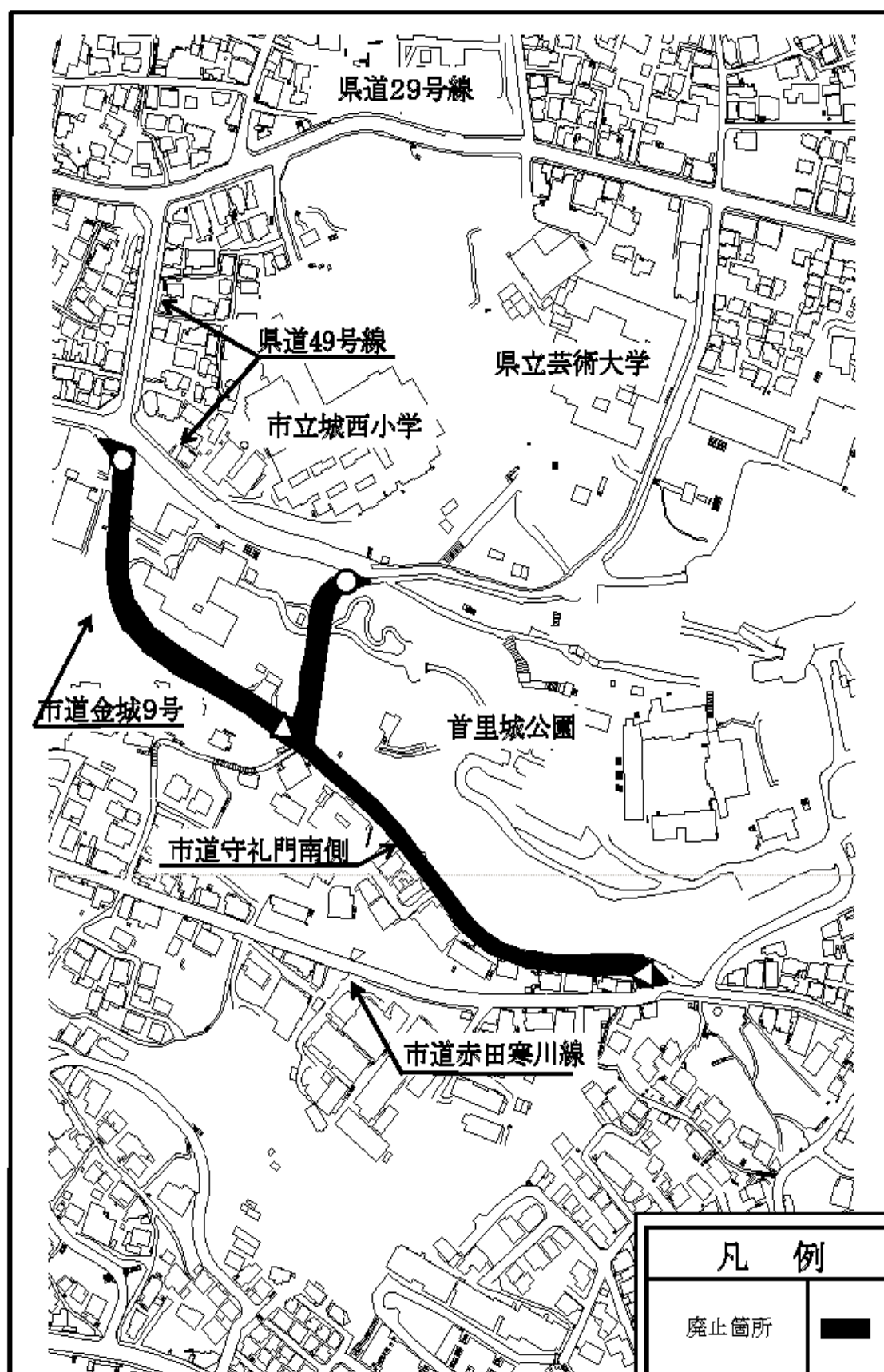
市道路線の認定位置図(参考図)



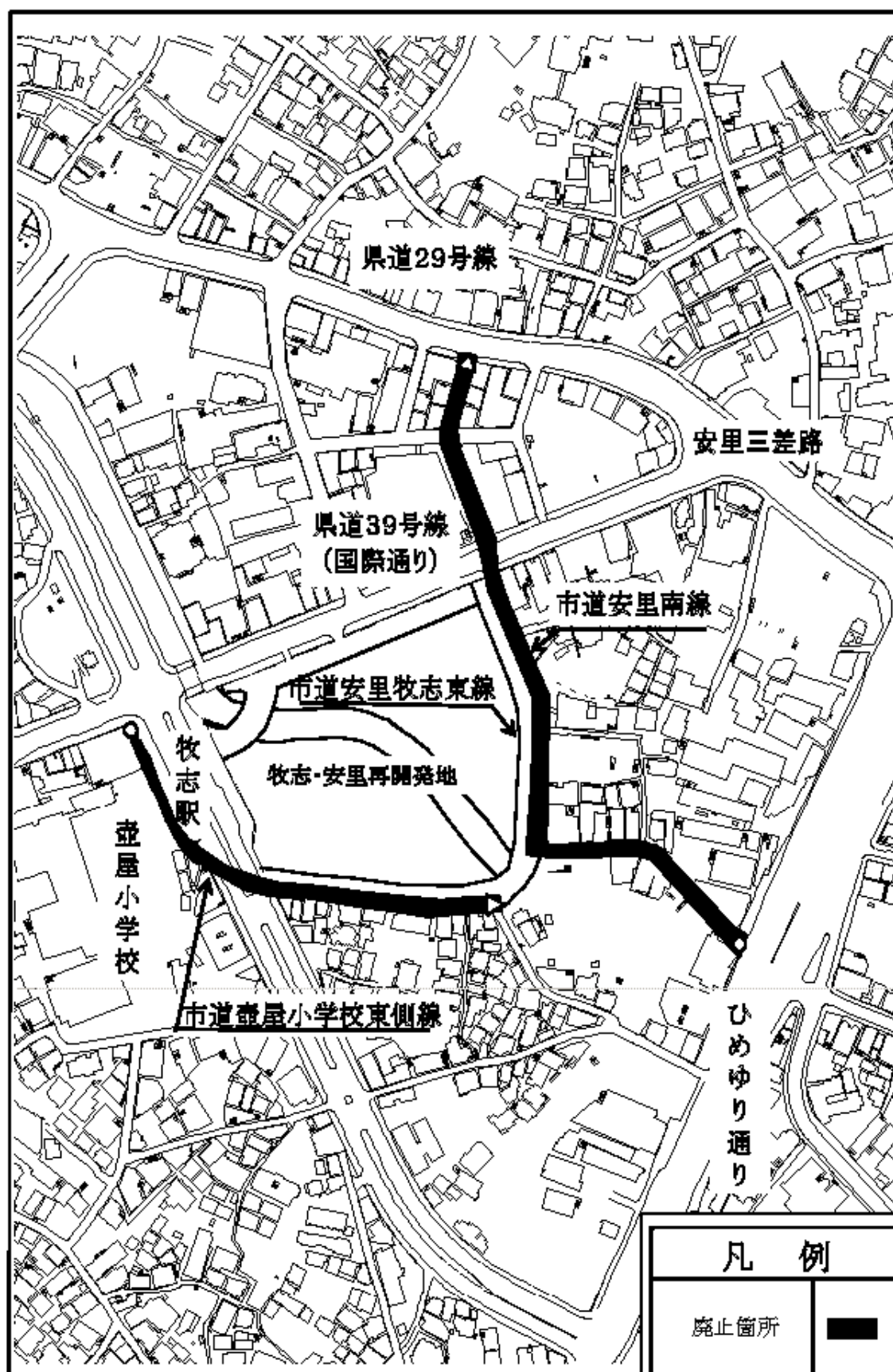
市道路線の認定位置図(参考図)



市道路線の廃止位置図(参考図)



市道路線の廃止位置図(参考図)



那覇市告示第 178 号

平成 24 年 3 月 29 日

掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条の規定に基づき、市道の路線を次のように区域決定及び供用開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 区域決定及び供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	延長 m	幅員 m	備 考
2105	首里城公園南線	首里金城町 1－2－22 首里当蔵町 3－1－5	509.5	30.6 ～7.0	
2106	安里33号	安里 1－468－24 安里 1－468－26	94.7	7.5 ～7.2	
2107	安里34号	安里 2－428－5 安里 2－439－3	122.4	8.9 ～5.4	
2110	識名27号	字識名1319－18 字識名1319－14	57.9	13.1 ～6.0	
2111	汀良 6 号	首里汀良町 3－110－1 首里汀良町 3－114－1	105.1	12.2 ～6.0	
2112	繁多川15号	繁多川 3－158－1 繁多川 3－504－7	269.4	17.4 ～6.0	
2113	繁多川16号 (歩行者専用)	繁多川 3－500－2 繁多川 3－500－5	19.6	5.7 ～5.5	

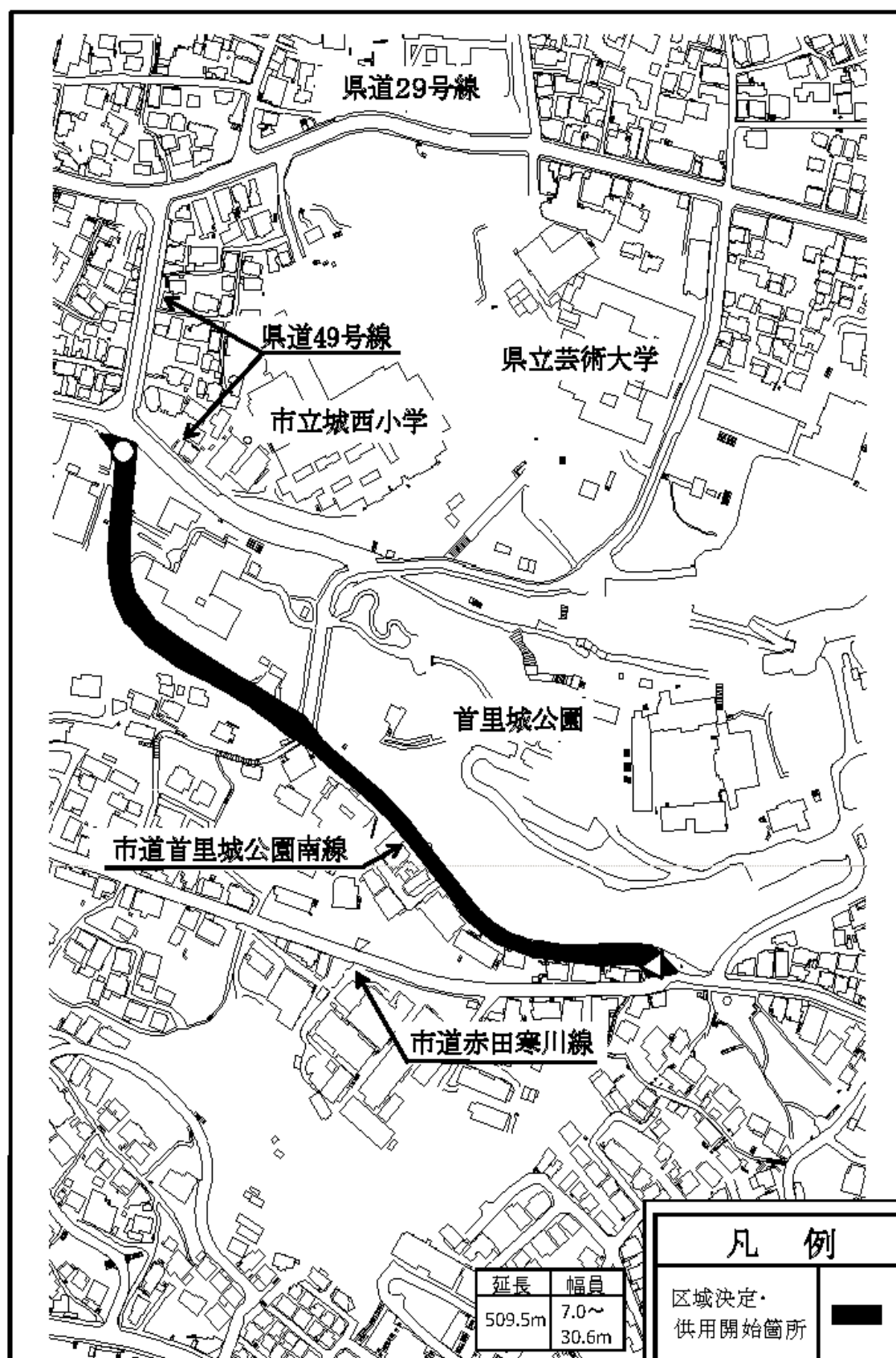
2. 区域決定する路線

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	延長 m	幅員 m	備 考
2108	松川三原東線	松川 2－294－11 繁多川 1－373－1	860	19.0	
2109	牧志37号	牧志 3－228－5 牧志 3－228－3	130	4.0	

3. 供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	延長 m	幅員 m	備 考
1379	旭町6号	旭町116-40 旭町115-24	108	2.0	一部区間
1380	旭町7号	旭町116-39 旭町116-37	2	2.0	一部区間

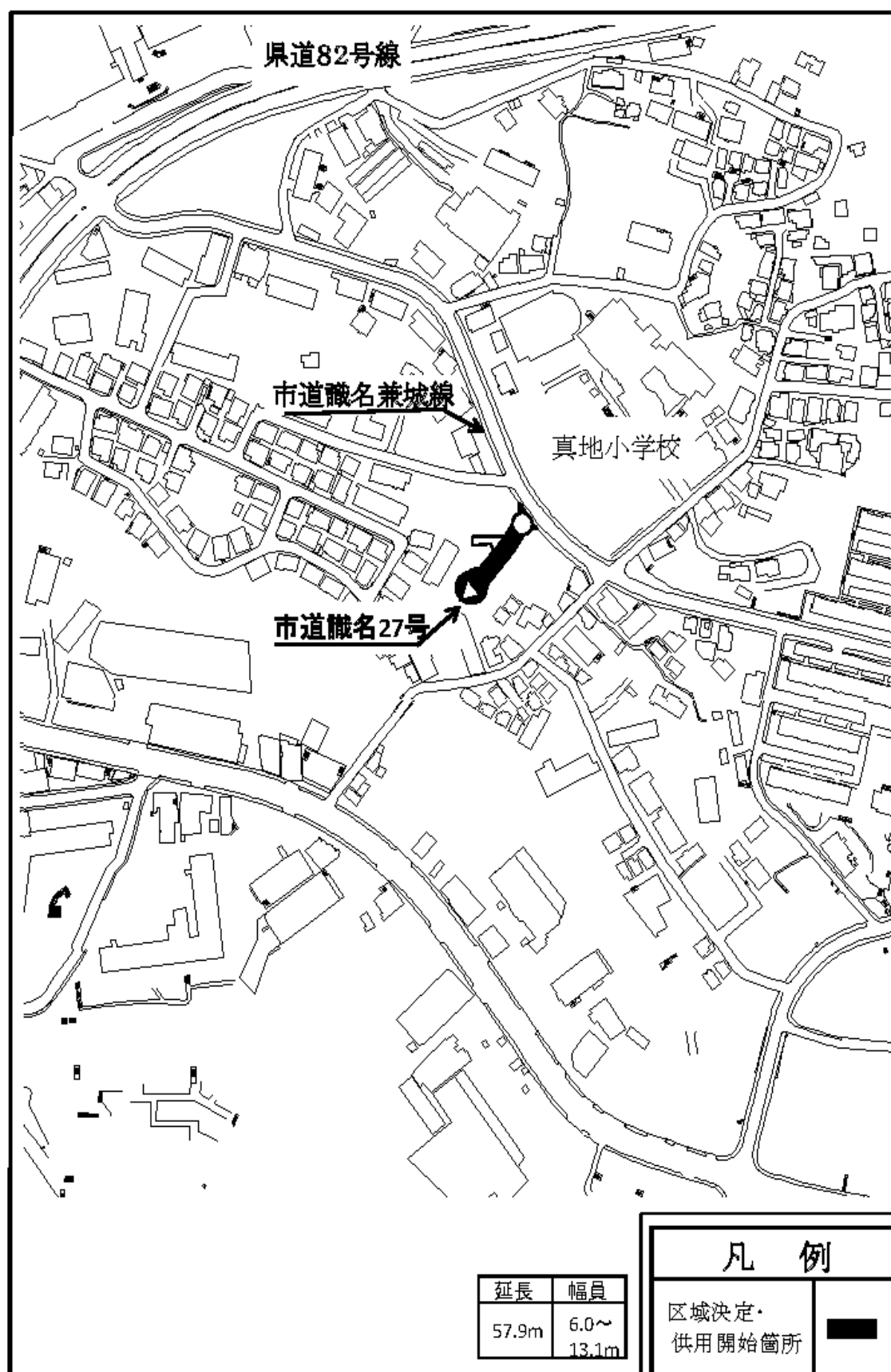
市道路線の区域決定・供用開始位置図(参考図)



市道路線の区域決定・供用開始位置図(参考図)



市道路線の区域決定・供用開始位置図(参考図)



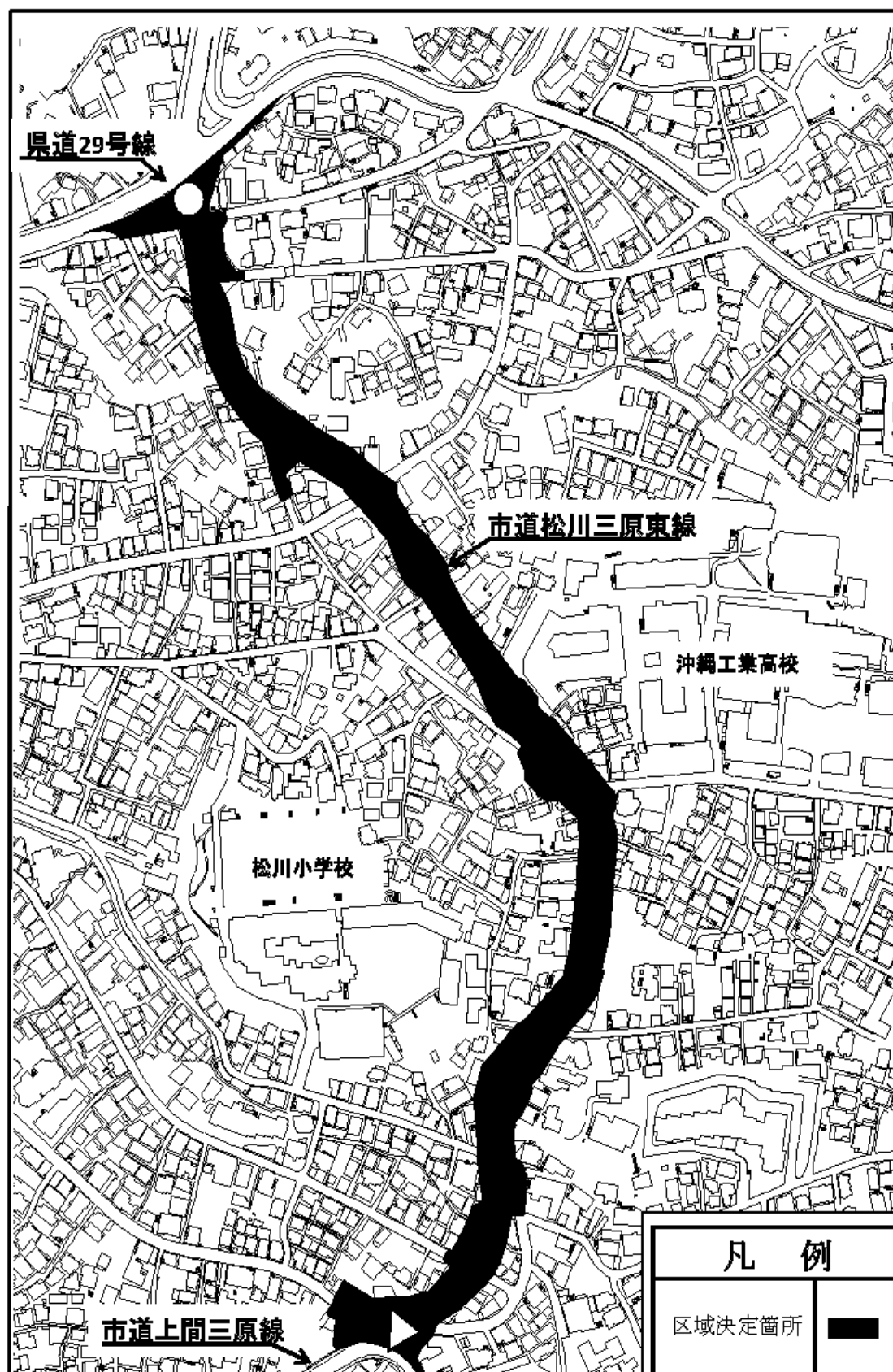
市道路線の区域決定・供用開始位置図（参考図）



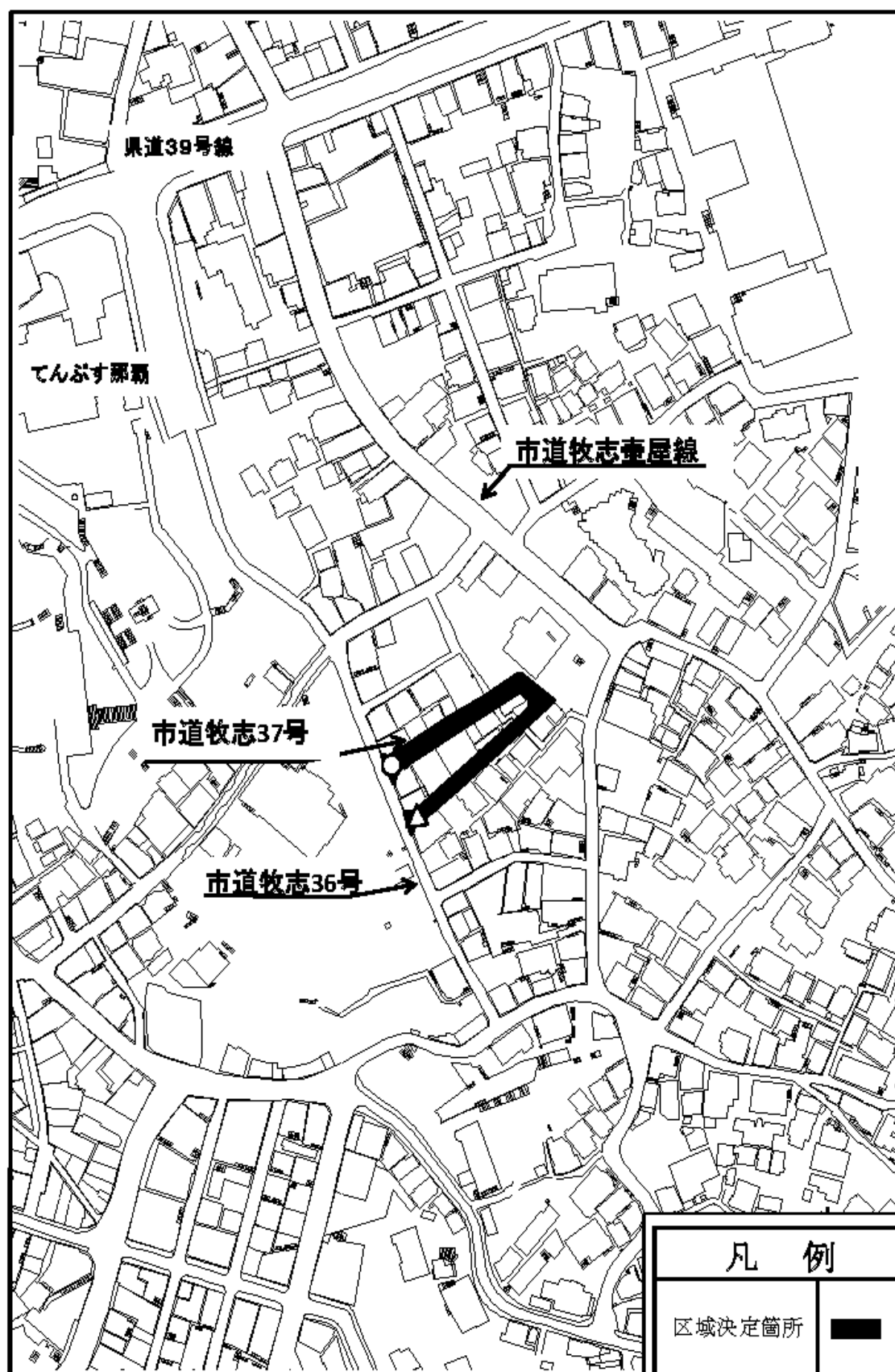
市道路線の区域決定・供用開始位置図(参考図)



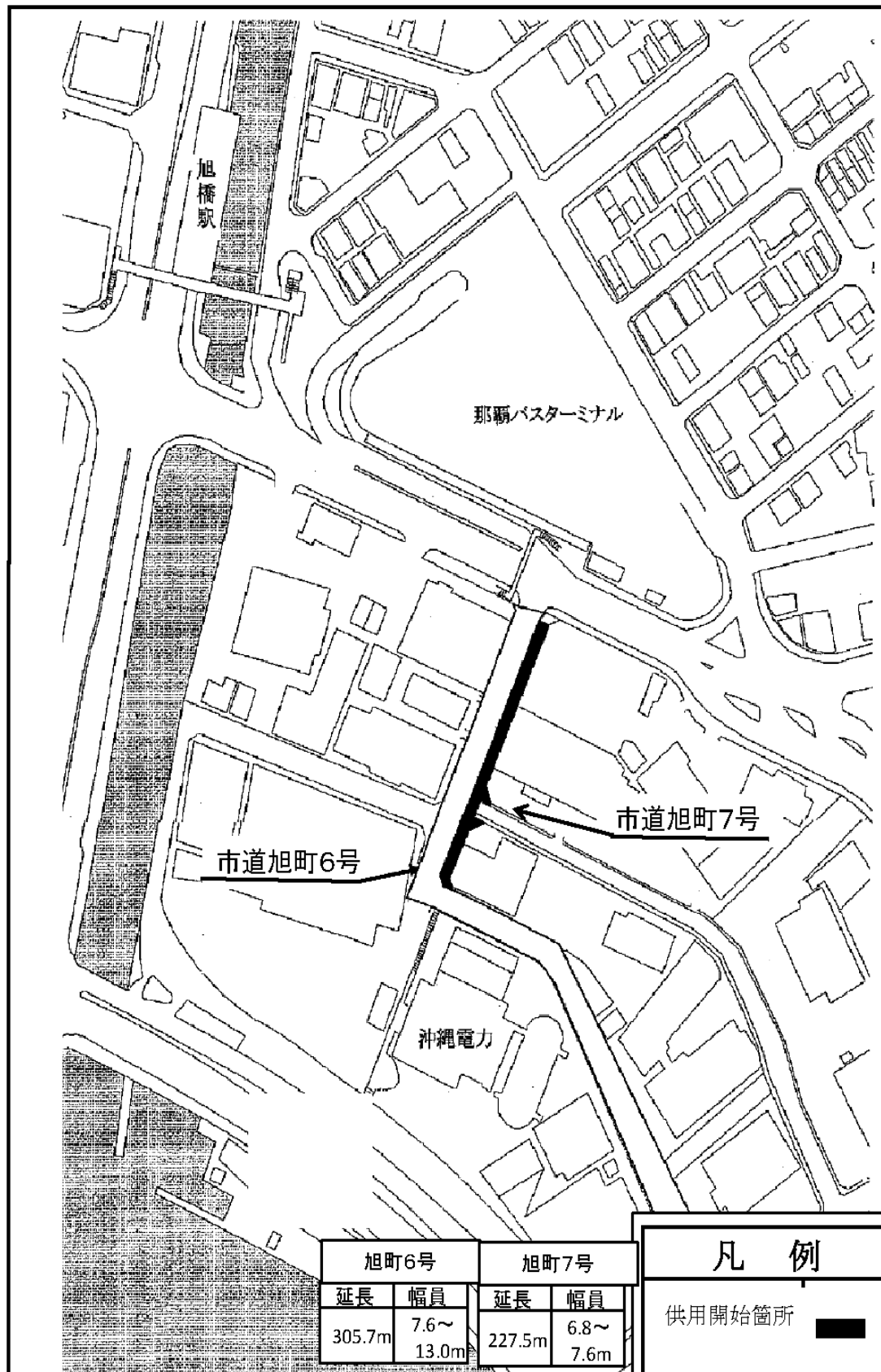
市道路線の区域決定位置図(参考図)



市道路線の区域決定位置図(参考図)



市道路線の供用開始位置図(参考図)



那覇市告示第 179 号

平成 24 年 3 月 29 日

掲 示 済

市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条の規定に基づき、市道の路線を次のように区域決定及び供用開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 区域変更及び供用開始する路線

整理 番号	路線名	新 旧	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
613	牧志23号	新	牧志3丁目272-13 ～3丁目303-4	83.0	33.0～ 40.0	一部区間
		旧	牧志3丁目272-5 ～3丁目362-3	83.0	28.2～ 35.8	
1598	真嘉比 6 号	新	字真嘉比196 ～字真嘉比153	150.0	17.0	一部区間
		旧	字真嘉比196 ～字真嘉比153	150.0	11.0	

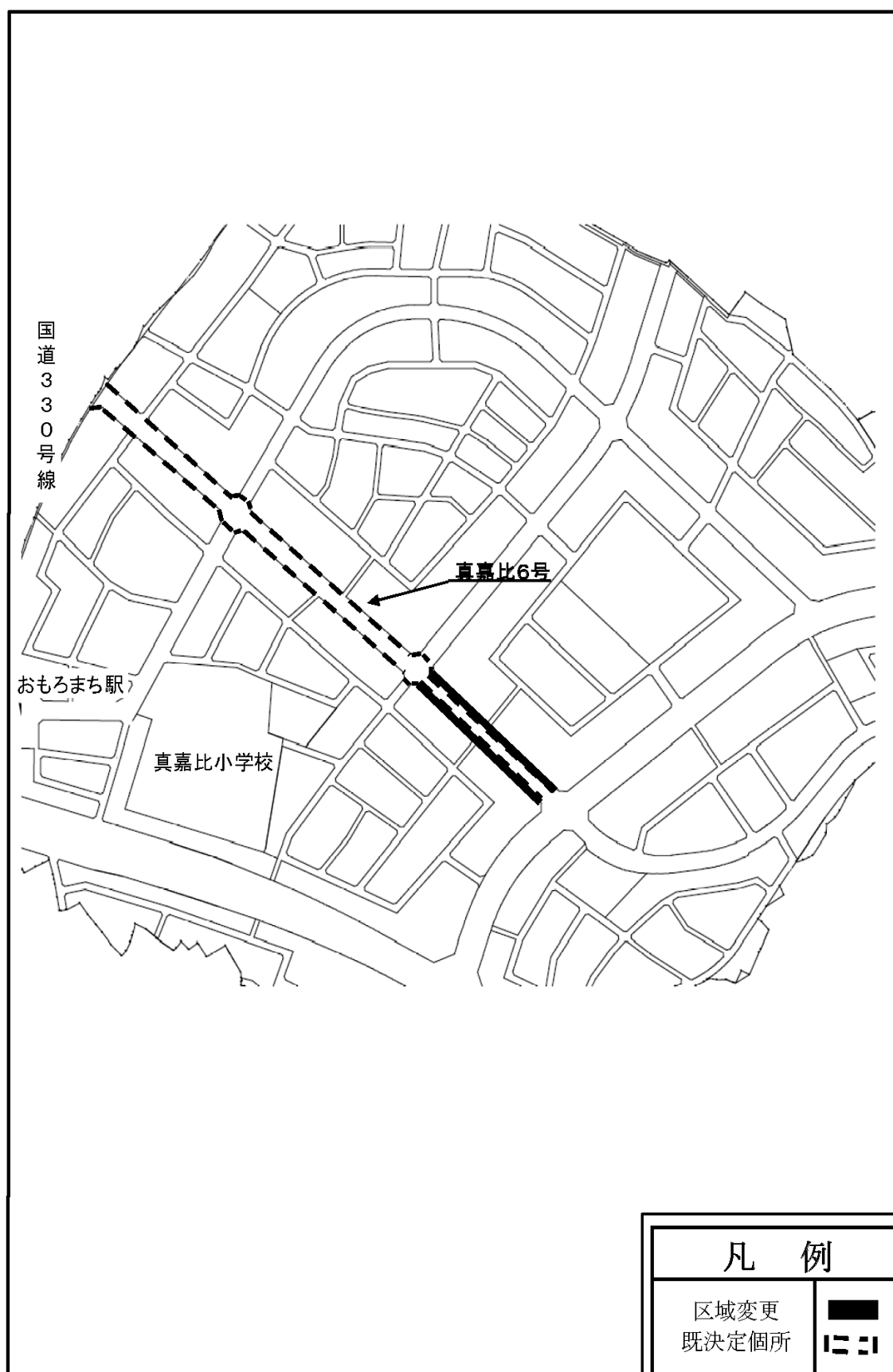
2. 区域変更する路線

整理 番号	路 線 名	新 旧	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
65	鳥堀石嶺線	新	首里汀良町2-3-37 首里石嶺町1-219-1	183	85.0	一部区間
		旧	首里汀良町2-3-37 首里石嶺町1-219-1	183	21.0	

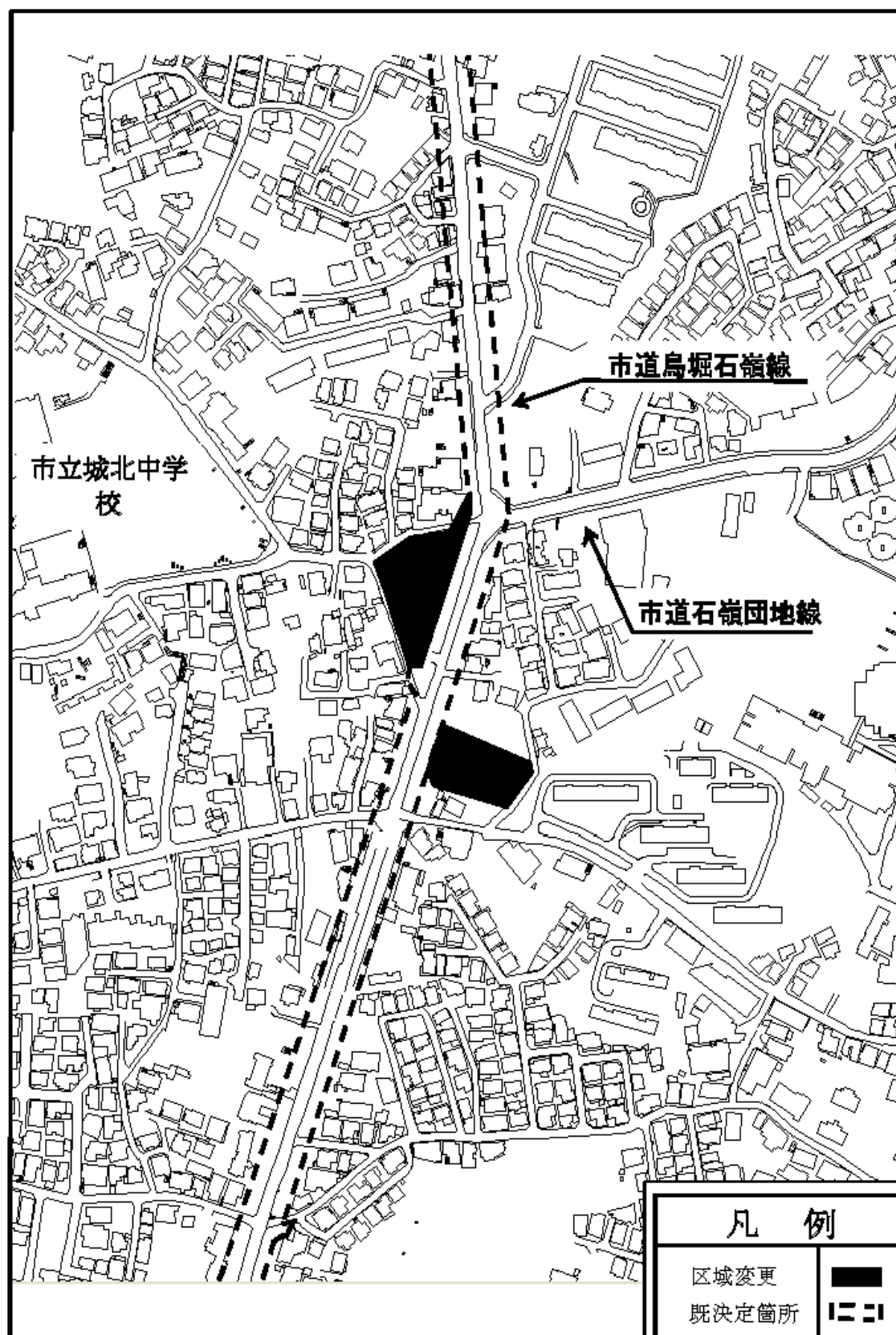
市道路線の区域変更・供用開始(参考図)



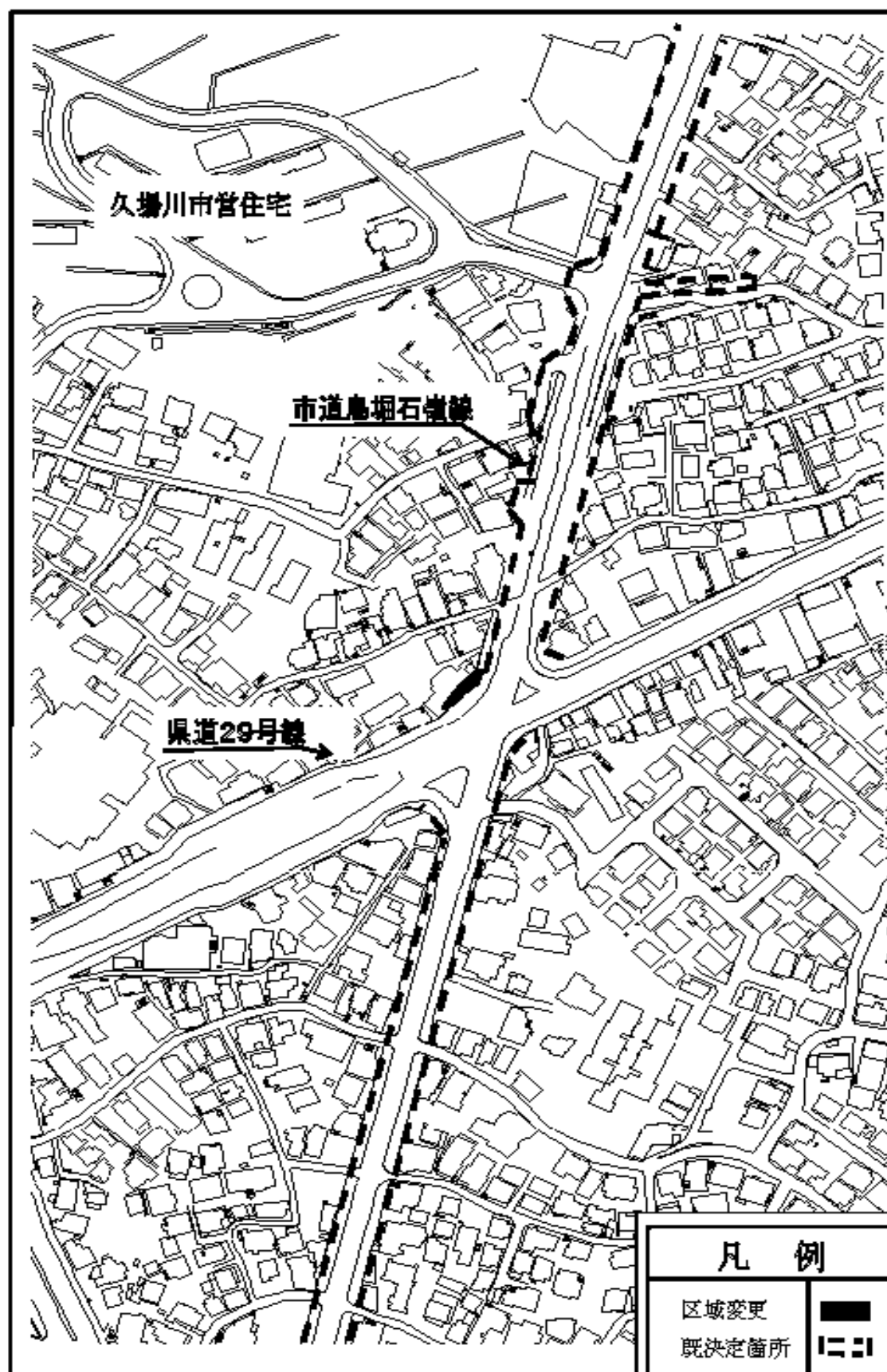
市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図)



市道路線の区域変更(参考図)



市道路線の区域変更(参考図)



那覇市告示第 180 号

平成 24 年 3 月 29 日

掲 示 済

歩行者専用道路の指定に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 13 第 3 項の規定に基づき、
本告示の日をもって歩行者専用道路を次のように指定する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課に
おいて、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

歩行者専用道路に指定する路線

整理番号	路線名	区 間
2113	繁多川 16 号	繁多川 3－500－2 ～ 繁多川 3－500－5

歩行者専用道路位置図(参考図)



那覇市告示第 182 号

平成 24 年 3 月 29 日

掲 示 済

平成 24 年(2012 年) 3 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示
について

平成 24 年(2012 年) 3 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付議事件名

委員会への付託陳情

- (1) 「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書
提出を求めることについて
- (2) 瓦礫の広域処理の問題点を認識し、沖縄県独自の被災地支援ビジョン策
定を求めることについて
- (3) 瓦礫受け入れ、焼却の撤回を求めることについて
- (4) 放射性がれきの沖縄県への持ち込みを拒否することについて
- (5) 瓦礫の広域処理の問題点を認識し、沖縄県独自の被災地支援ビジョン策
定を求めることについて

那覇市告示第 186 号

平成 24 年 3 月 30 日

掲 示 済

固定資産の価格等の登録について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 2 項の規定により、平成 24 年度
の固定資産税に係る固定資産の価格等を平成 24 年 3 月 30 日に固定資産課税台帳に
登録したので、告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市告示第 187 号

平成 24 年 3 月 30 日

掲 示 済

平成 24 年(2012 年) 3 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示
について

平成 24 年(2012 年) 3 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付議事件名

1. 那覇市税条例の一部を改正する条例制定について
2. 那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

那 覇 市 告 示 第 7 号

平成 24 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市営住宅等家賃等徴収業務委託について

地方自治法第158条第1項及び第2項並びに那覇市会計規則第34条第1項及び第2項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

委託業者名	住 所	委 託 期 間
株式会社 琉信ハウジング 代表取締役 新 城 満	那覇市松山2丁目3番12号	自平成24年4月1日 至平成29年3月31日

那 覇 市 告 示 第 24 号

平成 24 年 4 月 16 日

那覇市立幼稚園保育料等の集金代行業務委託について

那覇市会計規則第34条第1項及び第2項の規定により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

委託業者

那覇市西1丁目19番7号

株式会社沖縄債権回収サービス

代表取締役 平良 孝夫

委託期間

自平成24年4月1日

至平成25年3月31日

那覇市告示第 25 号

平成 24 年 4 月 16 日

那覇市保育所保育料等の集金代行業務委託について

児童福祉法第56条第4項並びに那覇市会計規則第34条第1項及び第2項の規定により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 委託業者 那覇市西1丁目19番7号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役 平良 孝夫
- 2 委託期間 自平成24年4月1日
至平成25年3月31日

那覇市告示第 26 号

平成 24 年 4 月 16 日

平成24年(2012年)2月那覇市議会定例会で議決された平成24年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成24年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算

平成 24 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,555,569千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 3
	1 真嘉比古島第一地区手数料	1
	2 壺川手数料	1
	3 小禄南手数料	1
2 国庫支出金		105, 720
	1 真嘉比古島第二国庫補助金	105, 720
3 財産収入		19
	1 壺川財産運用収入	3
	2 小禄南財産運用収入	2
	3 真嘉比古島第二財産運用収入	11
	4 真嘉比古島第一財産運用収入	3
4 繰入金		651, 741
	1 総務管理繰入金	619
	2 真嘉比古島第二繰入金	650, 272
	3 基金繰入金	850
5 繰越金		8
	1 総務管理繰越金	1
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	2
	3 壺川繰越金	1
	4 小禄南繰越金	2
	5 真嘉比古島第二繰越金	2
6 諸収入		5
	1 総務管理雑入	1
	2 真嘉比古島第二雑入	1
	3 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1
	4 壺川延滞金、加算金及び過料	1
	5 小禄南延滞金、加算金及び過料	1
7 保留地処分金		793, 900
	1 真嘉比古島第二保留地処分金	793, 900
8 清算徴収金		4, 173
	1 真嘉比古島第一地区清算徴収金	1, 150
	2 壺川清算徴収金	2, 833
	3 小禄南清算徴収金	190
9 県支出金		0
	1 県委託金	0
	2 県補助金	0
歳 入 合 計		1, 555, 569

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理総務費		千円 441
	1 総務管理費	441
2 土地区画整理事業費		1, 250, 626
	1 真嘉比古島第一地区土地区画整理費	1
	2 壺川土地区画整理費	542
	3 真嘉比古島第二土地区画整理費	1, 250, 050
	4 小禄南土地区画整理費	33
3 清算費		1, 154
	1 真嘉比古島第一地区清算費	1, 152
	2 壺川清算費	1
	3 小禄南清算費	1
4 基金積立金		303, 168
	1 壺川基金積立金	2, 838
	2 小禄南基金積立金	194
	3 真嘉比古島第一地区基金積立金	4
	4 真嘉比古島第二基金積立金	300, 132
5 予備費		180
	1 予備費	180
歳 出 合 計		1, 555, 569

那覇市告示第 27 号

平成 24 年 4 月 16 日

平成 24 年(2012 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 23 年度那覇市水道事業会計補正予算(第 1 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度那覇市水道事業会計補正予算(第 1 号)

(総則)

第 1 条 平成 23 年度那覇市水道事業会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 平成 23 年度那覇市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 2 条に定めた業務の予定量のうち、(2)年間総配水量「38,862,328 m³」を「38,468,709 m³」に、(3)一日平均配水量「106,181 m³」を「105,106 m³」に、(4)主要な建設改良事業の概要 水道施設整備事業 事業費「861,986 千円」を「741,586 千円」に改める。

（収益的收入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収 入		
第1款	水道事業収益	7,984,574 千円	△10,320 千円	7,974,254 千円
第1項	営業収益	7,788,952 千円	△26,086 千円	7,762,866 千円
第2項	営業外収益	195,621 千円	15,689 千円	211,310 千円
第3項	特別利益	1 千円	77 千円	78 千円
		支 出		
第1款	水道事業費用	7,642,485 千円	△104,489 千円	7,537,996 千円
第1項	営業費用	7,378,060 千円	△114,179 千円	7,263,881 千円
第2項	営業外費用	236,062 千円	9,690 千円	245,752 千円

（資本的收入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額「1,179,061 千円」を「1,065,900 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「42,576 千円」を「36,615 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「688,047 千円」を「580,847 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		支 出		
第1款	資本的支出	1,468,455 千円	△113,161 千円	1,355,294 千円
第1項	建設改良費	1,015,016 千円	△125,514 千円	889,502 千円
第3項	その他資本的支出	1 千円	12,353 千円	12,354 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	1,389,030 千円	△15,645 千円	1,373,385 千円

（たな卸資産購入限度額）

第6条 予算第8条中「48,767 千円」を「26,958 千円」に改める。

那覇市告示第28号

平成24年4月16日

平成24年(2012年)2月那覇市議会定例会で議決された平成23年度那覇市下水道事業会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成23年度那覇市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成23年度那覇市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成23年度那覇市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量のうち、(2)年間総処理水量「34,492,542 m³」を「34,655,622 m³」に、(3)一日平均処理水量「94,241 m³」を「94,687 m³」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第1款	下水道事業収益	3,906,840 千円	△24,390 千円	3,882,450 千円
第1項	営業収益	3,423,442 千円	△6,343 千円	3,417,099 千円
第2項	営業外収益	483,397 千円	△22,058 千円	461,339 千円
第3項	特別利益	1 千円	4,011 千円	4,012 千円
		支 出		
第1款	下水道事業費用	3,856,144 千円	△1,228 千円	3,854,916 千円
第1項	営業費用	3,256,539 千円	△28,835 千円	3,227,704 千円
第2項	営業外費用	572,936 千円	△32,774 千円	540,162 千円
第3項	特別損失	6,669 千円	60,381 千円	67,050 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「682,183 千円」を「824,475 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「19,532 千円」を「20,704 千円」に、「及び過年度分損益勘定留保資金 662,651 千円」を「、減債積立金 61,809 千円及び過年度分損益勘定留保資金 741,962 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第1款	資本的収入	1,998,827 千円	△117,004 千円	1,881,823 千円
第1項	企業債	769,400 千円	△129,500 千円	639,900 千円
第3項	出資金	734,632 千円	12,496 千円	747,128 千円
		支 出		
第1款	資本的支出	2,681,010 千円	25,288 千円	2,706,298 千円
第1項	建設改良費	1,118,379 千円	24,919 千円	1,143,298 千円
第2項	企業債償還金	1,540,398 千円	369 千円	1,540,767 千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた公共下水道事業債の限度額「328,000 千円」を「316,000 千円」に、流域下水道事業債の限度額「95,700 千円」を「122,500 千円」に、補償金免除繰上償還の財源として借り入れる借換債の限度額「345,700 千円」を「201,400 千円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	403,050 千円	△10,191 千円	392,859 千円

那覇市告示第 29 号

平成 24 年 4 月 16 日

平成 24 年(2012 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 24 年度那覇市水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 24 年度那覇市水道事業会計予算

（総則）

第1条 平成 24 年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水戸数	151,800 戸
（2）年間総配水量	38,227,600 m ³
（3）一日平均配水量	104,733 m ³
（4）主な建設改良事業	
水道施設整備事業	512,392 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	7,701,449 千円
第1項 営業収益	7,559,334 千円
第2項 営業外収益	142,114 千円
第3項 特別利益	1 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	7,446,628 千円
第1項 営業費用	7,185,178 千円
第2項 営業外費用	233,681 千円
第3項 特別損失	7,769 千円
第4項 予備費	20,000 千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,400,802千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,313千円、減債積立金737,968千円及び過年度分損益勘定留保資金636,521千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	136,083千円
第1項 補助金	112,000千円
第2項 出資金	11,850千円
第3項 他会計貸付金償還金	12,232千円
第4項 その他資本的収入	1千円

支 出

第1款 資本的支出	1,536,885千円
第1項 建設改良費	693,916千円
第2項 企業債償還金	737,968千円
第3項 投資	100,000千円
第4項 その他資本的支出	1千円
第5項 予備費	5,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
那覇市上下水道局お客様センター業務委託	平成24年度から平成28年度まで	555,177千円
水道料金等コンビニ収納代行業務委託	平成24年度から平成28年度まで	53,673千円
水道管緊急修繕工事及び保安業務委託	平成24年度から平成25年度まで	平成25年度那覇市水道事業会計予算に計上する額と平成24年度末修繕引当金残高の合算額
設計積算システムソフトウェア保守業務委託	平成24年度から平成25年度まで	536千円
設計積算システム改訂業務委託	平成24年度から平成25年度まで	630千円
定期水質検査業務委託	平成24年度から平成25年度まで	10,180千円
上水道施設運転監視業務委託	平成24年度から平成25年度まで	29,282千円
自家用電気工作物保安管理業務委託	平成24年度から平成25年度まで	1,134千円
指名業者システム保守業務委託	平成24年度から平成25年度まで	126千円

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用、営業外費用及び特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費 1,380,175 千円

（2）交際費 256 千円

（たな卸資産購入限度額）

第8条 たな卸資産の購入限度額は、48,084 千円と定める。

那覇市告示第 30 号

平成 24 年 4 月 16 日

平成 24 年(2012 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 24 年度那覇市下水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 24 年度那覇市下水道事業会計予算

（総則）

第1条 平成 24 年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）水洗化戸数 140,500 戸

（2）年間総排水量 34,651,930 m³

（3）一日平均排水量 94,936 m³

（4）主要な建設改良事業

公共下水道整備事業 774,700 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	4,184,799 千円
第1項 営業収益	3,766,861 千円
第2項 営業外収益	417,937 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	4,121,427 千円
第1項 営業費用	3,608,906 千円
第2項 営業外費用	487,398 千円
第3項 特別損失	5,123 千円
第4項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 894,585 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 22,589 千円、過年度分損益勘定留保資金 755,007 千円及び当年度分損益勘定留保資金 116,989 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,769,952 千円
第1項 企業債	772,500 千円
第2項 補助金	435,000 千円
第3項 出資金	559,722 千円
第4項 その他資本的収入	2,730 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,664,537 千円
第1項 建設改良費	1,131,584 千円
第2項 企業債償還金	1,510,720 千円
第3項 他会計借入金償還金	12,233 千円
第4項 投資	5,000 千円
第5項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
平成25年度ポンプ場電気保安管理業務委託	平成24年度から平成25年度まで	831 千円
平成25年度ポンプ場保守点検業務委託	平成24年度から平成25年度まで	21,451 千円
平成25年度公共下水道維持管理業務委託	平成24年度から平成25年度まで	72,600 千円

平成 25 年度下水道(情報管理・固定資産台帳)システム保守管理業務委託	平成 24 年度から平成 25 年度まで	4,000 千円
平成 25 年度公共下水道台帳作成業務委託	平成 24 年度から平成 25 年度まで	7,253 千円
指名業者システム保守業務委託	平成 24 年度から平成 25 年度まで	126 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 290,000	証書借入又は証券発行	年 5 %以内 (ただし、利率見直し方式での借り入れを行った場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
流域下水道事業	172,700			
補償金免除繰上償還の財源として借り入れる借換債	309,800			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、600,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費

435,612 千円

公 告

那覇市公告第 292 号

平成 24 年 3 月 28 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

(1)種類 那覇広域都市計画道路事業

(2)名称 7・7・那20号 金城西線

3・4・那47号 石嶺福祉センター線

2 施行者の名称 那 覇 市

3 縦覧場所及び縦覧期間

(1)場所 那覇市建設管理部道路建設課

(2)期間 平成24年3月28日～平成25年3月31日

那覇市公告第 294 号

平成 24 年 3 月 30 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称

(1)種類 那覇広域都市計画公園事業

(2)名称 4・3・那4号 大石公園

2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
（1）収用の部分 変更なし
（2）使用の部分 なし
5. 事業施行期間
平成 8 年 5 月 21 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
（那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階）

那覇市公告第 295 号

平成 24 年 3 月 30 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称
（1）種類 那覇広域都市計画公園事業
（2）名称 3・3・那 1 号 城岳公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
（1）収用の部分 変更なし
（2）使用の部分 なし
5. 事業施行期間
昭和 56 年 4 月 27 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
（那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階）

那覇市公告第 296 号

平成 24 年 3 月 30 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那 16 号 首里崎山公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
5. 事業施行期間
平成 5 年 10 月 15 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階)

那覇市公告第 297 号

平成 24 年 3 月 30 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 4・3・那1号 緑ヶ丘公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
4. 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
5. 事業施行期間
昭和47年9月20日から平成29年3月31日まで
6. 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

那覇市公告第298号

平成24年3月30日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那5号 虎瀬公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
4. 事業地
 - (1) 収容の部分 平成19年沖縄県告示第402号の事業地のうち那覇市首里赤平町2丁目地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
5. 事業施行期間
平成19年6月15日から平成27年3月31日まで
6. 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階)

那覇市公告第 299 号

平成 24 年 3 月 30 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那3号 希望ヶ丘公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
5. 事業施行期間
平成 4 年 10 月 2 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階)

那覇市公告第 300 号

平成 24 年 3 月 30 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・那2号 末吉公園

2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
（1）収用の部分 変更なし
（2）使用の部分 なし
5. 事業施行期間
昭和 47 年 9 月 20 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
（那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階）

那覇市公告第 301 号

平成 24 年 3 月 30 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称
（1）種類 那覇広域都市計画公園事業
（2）名称 5・5・那 3 号 識名公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
（1）収用の部分 昭和 58 年沖縄県告示第 470 号、昭和 63 年沖縄県告示第 290 号、平成 5 年沖縄県告示第 304 号、平成 6 年沖縄県告示第 694 号、平成 10 年沖縄県告示第 301 号、平成 12 年沖縄県告示第 220 号、平成 14 年沖縄県告示第 170 号、平成 16 年沖縄県告示第 269 号、平成 18 年沖縄県告示第 32 号、平成 20 年沖縄県告示第 167 号及び平成 22 年沖縄県告示第 202 号の事業地のうち那覇市字真地御殿原及び上原地内において事業地を変更する。
（2）使用の部分 変更なし
5. 事業施行期間
昭和 58 年 8 月 8 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

6. 縦覧の場所

那覇市役所建設管理部花とみどり課

（那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階）

那覇市公告第 302 号

平成 24 年 3 月 30 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画公園事業

(2) 名称 5・5・那6号 新都心公園

2. 施行者の名称

那覇市

3. 事務所の所在地

沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号

4. 事業地

(1) 収用の部分 平成3年沖縄県告示第100号、平成8年沖縄県告示第281号、平成10年沖縄県告示第306号、平成12年沖縄県告示第138号、平成14年沖縄県告示第137号、平成17年沖縄県告示第104号、平成19年沖縄県告示第227号、平成21年沖縄県告示第189号及び平成23年沖縄県告示第162号の事業地のうち那覇市おもろまち4丁目及び銘苅3丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし

5. 事業施行期間

平成3年2月15日から平成27年3月31日まで

6. 縦覧の場所

那覇市役所建設管理部花とみどり課

（那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階）

那覇市公告第 303 号

平成 24 年 3 月 30 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那 8 号 森口公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
5. 事業施行期間
平成 2 年 6 月 15 日から平成 29 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階)

那覇市公告第 304 号

平成 24 年 3 月 30 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 2・2・那 35 号 羽佐間公園

2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
(1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 なし
5. 事業施行期間
平成 19 年 6 月 15 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階)

那 覇 市 公 告 第 2 号

平成 24 年 4 月 2 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 項第 1 項第 3 号に基づき随意契約を締結したので、
那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

件名 平成 24 年度びんの選別処理業務委託

契約締結日	平成 24 年 4 月 1 日
契約相手方の氏名及び住所	那覇市田原 3 丁目 4 番地 1 号 特定非営利活動法人 障がい者支援センター ふくぎ 理事 平良 久美子
契約金額	18,112,500 円（税込）
契約理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の障がい者支援施設等に該当し、当該業務を委託することにより、障がい福祉の増進と社会参加の促進を支援するため。

那 覇 市 公 告 第 6 号

平成 24 年 4 月 3 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第 1 項の規定による都市計画事業の

事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

議 会 訓 令

那覇市議会訓令第4号

平成24年3月29日

施 行 済

那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 永 山 盛 廣

那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

那覇市議会事務局処務規程(平成21年那覇市議会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務分掌) 第5条 [略] 庶務課 (1)～(9) [略] <u>(10) 議会史編さんに関するこ</u> <u>と。</u> <u>(11) 各派代表者会議に関する</u> <u>こと。</u> <u>(12) 他課の所管に属しない</u> <u>こと。</u> 議事管理課 (1)～(7) [略] 2 [略] 3 [略]	(事務分掌) 第5条 [略] 庶務課 (1)～(9) [略] <u>(10) 他課の所管に属しない</u> <u>こと。</u> 議事管理課 (1)～(7) [略] <u>(8) 各派代表者会議及び全員</u> <u>協議会に関すること。</u> 2 [略] 3 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとす。	

付 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第1号

平成 24 年 3 月 9 日

施 行 済

那覇市火災等予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防本部

消防長 仲 里 仁 公

那覇市火災等予防査察規程の一部を改正する訓令

那覇市火災等予防査察規程（平成15年消防本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（月間査察報告等）</u> <u>第 24 条 消防長又は消防署長は、査察を実施したときは、その月の査察結果をまとめ、第 1 種査察対象物、第 2 種査察対象物、第 3 種査察対象物、第 5 種査察対象物にあっては防火対象物査察実施結果表（第 16 号様式）を、第 4 種査察対象物にあっては危険物・消防対象物査察実施結果表（第 17 号様式）をそれぞれ作成し、翌月の 7 日までに消防長に報告しなければならない。</u> [第 16 号様式 別記] [第 17 号様式 別記] （その他） <u>第 25 条 この規程の施行について必要な事項は、消防長が定める。</u>	（その他） <u>第 24 条</u> [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正前の欄中の様式（以下「改正様式」という。）の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。	

付 則

この訓令は、平成 24 年 3 月 9 日から施行する。

[改正前 別記]
第 16 号様式(第 24 条関係)

防火対象物査察実施結果表

区分	事項	防火対象物区分																査察実施人員														
		(一)		(二)				(三)		(四)		(五)		(六)				(七)	(八)	(九)		(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)	(十六)		合計
		イ	ロ	イ	ロ	ハ	ニ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	合計		
集計	実施回数																															
	確認回数																															
	追跡回数																															
	小計																															
	実施回数																															
特別査察	確認回数																															
	追跡回数																															
	小計																															
	合計																															

第 17 号様式(第 24 条関係)

危険物・消防対象物査察実施結果表

事項	区分	製造所	貯蔵所										取扱所			合計	査察実施人員					
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給取	油所		販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所		消防司令	消防司令補	消防士長	消防士	合計	
											営業用	自家用										
集計	小計	追跡回数	確認回数	実施回数	通常査察					特別査察					合計							
					屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給取	油所	販		移	一	消	消	消	消	計

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第1号

平成 24 年 3 月 30 日

公 布 済

那覇市上下水道事業審議会設置規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道事業審議会設置規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道事業審議会設置規程(平成17年那覇市上下水道局規程第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(報酬) 第3条 委員等に対する報酬額は、那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例(1958年那覇市条例第4号)の例による。	(報酬及び費用弁償) 第3条 委員等に対する報酬及び費用弁償は、那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例(1958年那覇市条例第4号)の例による。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第2号

平成 24 年 3 月 30 日

公 布 済

那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局分課規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務分掌) 第6条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。 上下水道部 〔略〕 下水道課 (1) 下水道<u>汚水</u>施設の維持管理に 関すること。 (2) 〔略〕 (3) <u>下水道(雨水、汚水)の管理総 括</u>に関すること。 (4)～(13) 〔略〕 契約検査課 (1)～(3) 〔略〕	(事務分掌) 第6条 〔略〕 上下水道部 〔略〕 下水道課 (1) 下水道施設の維持管理に 関すること。 (2) 〔略〕 (3)～(12) 〔略〕 契約検査課 (1)～(3) 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第3号

平 成 2 4 年 3 月 3 0 日

公 布 済

那覇市上下水道局資材の譲与に関する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局資材の譲与に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、排水溝等の工事を行う者に対し、公益上の必要に基づいてする資材の譲与について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程で、工事とは下水道法(昭和33年法律第79号)に定める公共下水道及び都市下水路並びにかんがい排水施設以外の排水溝等の新設、改良及び維持の工事をいう。

（譲与資材の品目）

第3条 譲与する資材は、次に掲げるものとする。ただし、第4号及び第5号の資材は、暗渠^{きよ}工事に限り譲与することができる。

- (1) 路面舗装用材料
- (2) ヒューム管、U字溝、落蓋^{おとし}U字溝
- (3) 間知ブロック
- (4) セメント
- (5) 鉄筋
- (6) レデーミクストコンクリート(生コン)
- (7) 防護柵^{さく}

（譲与の申請）

第4条 資材の譲与を受けようとする者は、資材譲与申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 工事位置図
- (2) 工事設計図
- (3) その他管理者が必要と認める書類

（資材譲与の決定）

第5条 管理者は、前条の規定による申請書を受理したときは、現地調査及び書類審査の上、適当と認める者については、資材の譲与を決定し、資材譲与通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

（条件）

第6条 管理者は、資材の譲与目的を達成するため、工事の施工、その他必要な事項について条件を付することができる。

（工事の変更、中止等）

第7条 資材の譲与を受けた者（以下「工事施工者」という。）は、次の各号の一に該当するときは、工事の変更、中止等承認申請書（第3号様式）により、速やかに管理者に届け出て、その承認を受けなければならない。

- （1） 工事の位置又は設計を変更しようとするとき。
- （2） 工事を中止し、又は廃止しようとするとき。

（資材譲与の取消等）

第8条 工事施工者が、次の各号の一に該当するときは、管理者は、資材の譲与を取り消し、又は、既に譲与した資材の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） この規程に違反したとき。
- （2） 譲与条件に違反したとき。
- （3） 工事の施工が不適當と認められたとき。
- （4） その他、管理者が不適當と認める理由があるとき。

（受領書の提出）

第9条 工事施工者は、資材の交付を受けたときは、速やかに資材受領書（第4号様式）を管理者に提出しなければならない。

（工事の着手）

第10条 工事の着手期日は、特に期日を定めたものを除くほか、資材受領の日から7日以内とする。

（工事施工の指導）

第11条 管理者は、特に必要があると認めたときは、工事の施工に立ち会い技術的な指導を行うものとする。

（確認調査）

第12条 管理者は、工事施工者から工事完了の通知を受けたときは、職員をして現地調査を行わせ、当該工事が資材譲与の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるときは、当該工事施工者に

対してその旨通知するものとする。

- 2 前項の確認調査を命じられた職員は、工事完成確認調書(第5号様式)を作成しなければならない。

(是正のための措置)

第13条 管理者は、前条の確認調査により、資材譲与の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該工事につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該工事施工者に命ずることができる。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

資 材 譲 与 申 請 書

平成 年 月 日

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 様

住所

申請書

氏名 印

次のとおり 工事を施工したいので、資材を譲与して下さるよう那覇市上下水道局資材譲与に関する規程第4条により申請します。

- 1 工事名
- 2 工事施工の位置
- 3 工事の目的及び内容
- 4 資材の品目及び数量

品 名	規 格	数 量	用 途	備 考

- 5 工事着手予定年月日
- 6 工事完了予定年月日
- 7 添付書類
 - (1) 工事位置図
 - (2) 工事設計図
 - (3) その他

第 2 号様式(第 5 条関係)

那水下第 号

平成 年 月 日

住所

様

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長

資 材 譲 与 通 知 書

年 月 日申請のあった 工事の資材譲与については、調査の結果適
当と認め、次のとおり資材の譲与を決定したので通知します。

- 1 工事名
- 2 工事施工の位置
- 3 工事の目的
- 4 資材の品目及び数量

品 名	規 格	数 量	用 途	備 考

- 5 交付の日時及び場所

- 6 譲与決定年月日 年 月 日

第3号様式(第7条関係)

工事の変更、中止等承認申請書

平成 年 月 日

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 様

住所
申請書
氏名 印

次のとおり工事の(位置・設計)変更、中止、廃止をしたいので承認して下さるよう申請します。

工 事 名	
資材譲与決定年月日及び交付 年月日	
承 認 事 項	
変更、中止、廃止の理由	

第4号様式(第9条関係)

資 材 受 領 書

平成 年 月 日

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 様

住所

申請書

氏名 印

次のとおり資材の譲与を受け、 年 月 日確かに受領しました。

- 1 工事名
- 2 工事施工の位置
- 3 資材譲与決定年月日 平成 年 月 日
- 4 資材の品目及び数量

品 名	規 格	数 量	用 途	備 考

第5号様式(第12条関係)

工 事 完 成 確 認 調 書

平成 年 月 日

1 工事名

2 工事施工位置

3 工事施工者

4 工事期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

5 譲与資材の品目及び数量

品 名	規 格	数 量	用 途	備 考

上記工事の現場調査の結果は、次のとおりである。

年 月 日

調査員

印

記入事項

那覇市上下水道局規程第4号

平 成 2 4 年 3 月 3 0 日

公 布 済

那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局事務決裁規程(昭和62年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考 表又は様式の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

[略]

下水道課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1～2	[略]				

[略]

[改正後 別記]

別表第3(第4条関係)

個別専決事項

[略]

下水道課に関する事項

号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長
1～2	[略]				
3	<u>工事用資材の譲与に関すること。</u>		○		

[略]

那覇市上下水道局規程第5号

平 成 2 4 年 3 月 3 0 日

公 布 済

那覇市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

那覇市水道事業及び下水道事業会計規程(1968年那覇市水道局規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支出要求) 第30条 主管課長は、支出の必要が生じたときは、支払伝票を発行し、証拠書類を添付して会計企業出納員に送付しなければならない。	(支出要求) 第30条 各課長は、支出の必要が生じたときは、支払伝票を発行し、<u>債権者からの請求書その他証拠書類を添付して会計企業出納員に送付しなければならない。ただし、債権者に請求書を提出させることが困難な場合には、支出調書をもってこれに代えることができる。</u> 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、<u>債権者からの請求書の提出を省略することができる。</u> (1) 報酬、給料、手当(退職手当を除く。)、賃金その他の給付金 (2) 法定福利費 (3) 企業債の元利償還金 (4) 納入通知書その他これに類するものにより支払うべき経費 (5) 事業の会計間の預り金及び補償金
2 [略] (支払伝票の要件) 第31条 支払伝票は、勘定科目、支払先その他必要な事項が明確に記載されていなければならない。	3 [略] (支払伝票の記載事項) 第31条 支払伝票には、勘定科目、支払先その他<u>おおむね次に掲げる区分によって計算の基礎を明らかにすべき内訳を記載又は添付しなければならない。</u> (1) 報酬、給料及び手当 ア <u>報酬、給料及び手当(退職手当を除く。)</u>は、<u>所属、職名、氏名、算定基礎、支給額等</u> イ <u>退職手当は、旧職名、氏名、支給額等</u> (2) 賃金 <u>所属、職名、氏名、算定基礎、支給額等</u> (3) 旅費

(請求書及び支払調書) <u>第40条 請求書及び支払調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u> (1) <u>給料、報酬、退職手当及び旅費に関するもの</u> <u>ア 給料及び報酬は、職名、氏名、支給額等</u> <u>イ 退職手当は、旧職名、氏名、支給額等</u> <u>ウ 旅費は、旅行先、用務、日程、路程、職名、氏名、支給額等</u> (2) <u>物件の購入に関するもの</u> <u>品目、単位、数量、単価、金額等。</u> <u>ただし、同一物件の代金を数回にわたって請求するものは、既納数量、領収年月日、領収金額及び契約総額を併記すること。</u> (3) <u>工事請負に関するもの</u> <u>工事名、工事場所、完了年月日、金額等。ただし、同一工事代金を数回にわたって請求するものは、前号のただし書に準ずること。</u> (4) <u>労務に関するもの</u> <u>工事名、就労場所、就労日数、氏名、金額等</u> (5) <u>負担金及び補助金に関するもの</u> <u>住所、氏名、目的、金額等</u> (6) <u>業務委託に関するもの</u> <u>業務名、業務場所、完了年月日、金</u>	<u>旅行先、用務、日程、職名、氏名、支給額等</u> (4) <u>物件の購入</u> <u>品名、数量、単価、金額等</u> (5) <u>工事請負費</u> <u>工事名、工事場所、完了年月日、金額、支払経過等</u> (6) <u>補助金及び負担金</u> <u>名称、金額等</u> (7) <u>前各号以外のもの</u> <u>目的、理由、計算の基礎等</u> (請求書及び支出調書) <u>第40条 第30条に定める請求書及び支出調書は、次に掲げる事項を備えていなければならない。</u> (1) <u>請求金額、算出の基礎及び債権を証すべき事項</u> (2) <u>債権者の住所、氏名(法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名)及び押印</u> (3) <u>債権者が職員の場合は、所属、職名及び押印</u> (4) <u>請求年月日</u> (5) <u>代理人をもって請求するときは、委任状</u> (6) <u>第34条の2に定める口座振替の方法による支出の場合にあっては、振込先</u>
---	--

<u>額等。ただし、一の業務委託の代金を数回にわたって請求するものについては、第2号ただし書の規定を準用する。</u> （物品購入の代行） 第55条の2 次に掲げる物品の購入は、前2条の規定にかかわらず、物品企業出納員又は各課長において代行するものとする。 （1）～（4）〔略〕 （5） 前各号に定めるもののほか、<u>1品が2,000円未満で、かつ、購入金額が2万円未満の物品のうち管理者が認めるもの</u> （6）〔略〕 2 〔略〕	<u>金融機関名、口座名義人及び口座番号</u> （物品購入の代行） 第55条の2 〔略〕 （1）～（4）〔略〕 （5） 前各号に定めるもののほか、<u>購入予定額の合計額が5万円未満の物品</u> （6）〔略〕 2 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第6号

平成 24 年 3 月 30 日

公 布 済

那覇市上下水道局被服貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局被服貸与規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局被服貸与規程(1970年那覇市水道局規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記] 第1号様式 [略] 第2号様式 [略]	[別表 別記] 第1号様式(第7条関係) [略] 第2号様式(第11条関係) [略]
備 考 表又は様式の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表

種類		数量	期間 (年)	貸与を受ける職員	備考
技術服		2	1	管理課の現場作業に従事する職員	上下衣
		1	1	(1) 技術職員の係長(技査を含む。)の職にある者 (2) 技師 (3) 量水器の管理に係る業務に従事する職員 (4) 事務職員で主として外勤する者のうち総務課長が必要と認めた職員	上下衣 ※係長には、課長相当職の者が係長を兼務している場合を含む。ただし、業務遂行上貸与する必要がないと総務課長が認めた職員は除く。
		1	3	技術職員の課長(相当職にある職員を含む。)の職にある者	
安全靴	作業靴	1	1	管理課の現場作業に従事する職員	半長靴、短靴
		1	2	(1) 配水管工事、給水装置工事、漏水防止、給配水維持管理、量水器管理、下水道管工事、下水道維持管理及び工事検査に係わる業務に従事する職員 (2) 事務職員で主として外勤する職員	半長靴、短靴 ただし、業務遂行上貸与する必要がないと総務課長が認めた職員は除く。
	絶縁靴	1	2	電気及び機械の操作に係わる業務に従事する職員	機電係職員

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

種類	数量	期間 (年)	貸与を受ける職員	備考
技術服	2	1	管理課の現場作業に従事する職員	上下衣
	1	1	(1) 技術職員の主幹及び係長(技査を含む。以下同じ。)の職にある者 (2) 技師 (3) 量水器の管理に係る業務に従事する職員 (4) 事務職員で主として外勤する者のうち総務課長が必要と認めた職員	上下衣 ※主幹及び係長には、課長相当職の者が主幹及び係長を兼務している場合を含む。ただし、業務遂行上貸与する必要がないと総務課長が認めた職員は除く。
	1	3	技術職員の課長(相当職にある職員を含む。)の職にある者	
	1	3	管理者が特に必要と認める業務に従事する職員	
安全靴	1	1	管理課の現場作業に従事する職員	半長靴、短靴
	1	2	(1) 配水管工事、給水装置工事、漏水防止、給配水維持管理、量水器管理、下水道管工事、下水道維持管理及び工事検査に係わる業務に従事する職員 (2) 事務職員で主として外勤する職員	半長靴、短靴 ただし、業務遂行上貸与する必要がないと総務課長が認めた職員は除く。
	1	2	電気及び機械の操作に係わる業務に従事する職員	機電係職員

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第1号

平成 24 年 3 月 27 日

施 行 済

那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則及び那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則及び那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

（那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則の一部改正）

第1条 那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則（平成21年那覇市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（点検及び評価の実施方法） 第4条 〔略〕 2 点検及び評価の実施方法は、<u>点検評価委員会の意見を聴いて教育委員会が定める。</u> （点検及び評価に係る会議等） 第5条 教育委員会は、<u>那覇市教育委員会会議規則（昭和47年那覇市教育委員会規則第1号）第4条の規定にかかわらず、点検及び評価に関し協議するための会議を開催することができる。</u> 2 <u>前項の会議には、点検評価委員会の委員その他関係職員の出席を求めることができる。</u> 第6条～第7条 〔略〕 （委任） 第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育長が別に定める。</u>	（点検及び評価の実施方法） 第4条 〔略〕 2 点検及び評価の実施方法は、<u>点検評価委員会の委員の意見を聴いて別に定める。</u> 第5条～第6条 〔略〕 （その他） 第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

（那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正）

第2条 那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成19年那覇市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（専決） 第5条 教育長又は教育長が指定する職員は、第2条に規定するもののうち、次に掲げる事項を専決することができる。 （1）～（4） 〔略〕	（専決） 第5条 〔略〕 （1）～（4） 〔略〕

(5) 〔略〕 2 教育長は、前項の規定により次に掲げる事項を専決したときは、これを次の会議に報告しなければならない。 (1)～(2) 〔略〕 (3) 前項第5号に規定するもののうち、那覇市情報公開条例第11条第2項及び那覇市個人情報保護条例第20条第2項の規定に基づき那覇市情報公開・個人情報保護審査会の答申を受け、不服申立てに対する決定を行ったもの。	(5) 第2条第17号の点検及び評価の実施方法に関すること。 (6) 〔略〕 2 〔略〕 (1)～(2) 〔略〕 (3) 前項第6号に規定するもののうち、那覇市情報公開条例第11条第2項及び那覇市個人情報保護条例第20条第2項の規定に基づき那覇市情報公開・個人情報保護審査会の答申を受け、不服申立てに対する決定を行ったもの。
備考 1 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市教育委員会規則第2号

平成 24 年 3 月 28 日
施 行

那覇市立幼稚園管理運営規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 城 間 勝

那覇市立幼稚園管理運営規則

那覇市立幼稚園管理運営規則（昭和61年那覇市教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 休業日及び教育活動（第6条—第8条）
- 第3章 入園、退園等（第9条—第17条）
- 第4章 預かり保育（第18条—第28条）
- 第5章 職員及び職務（第29条・第30条）
- 第6章 雑則（第31条—第34条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき那覇市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理運営に関し基本的な事項を定めるものとする。

（入園の資格）

第2条 幼稚園に入園できる者は、那覇市内に居住する満5歳（教育委員会が指定する幼稚園にあっては満4歳）から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

（学級の編制）

第3条 幼稚園の学級は、園長が編制し、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する学級は、学年の始めの日の前日において同じ年齢の幼児で編制し、1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。

（特別支援学級）

第4条 幼稚園に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に規定する教育を行うために特別支援学級を置くことができる。

2 前項の特別支援学級に関し必要な事項は別に定める。

（園児の募集）

第5条 教育委員会は、園児の募集に関し、必要な事項を毎年告示するものとする。

第2章 休業日及び教育活動

（休業日）

第6条 幼稚園の休業日は、次のとおりとする。

- （1） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （2） 日曜日及び土曜日
- （3） 学年始休業日 4月1日から4月8日まで
- （4） 夏季休業日 7月21日から8月25日まで
- （5） 秋季休業日 10月の第2月曜日の直後の火曜日から10月の第2月曜日の直後の金曜日まで
- （6） 冬季休業日 12月26日から翌年1月4日まで
- （7） 学年末休業日 3月19日から3月31日まで
- （8） 慰霊の日 6月23日
- （9） 前各号に定めるもののほか、教育委員会が指定した日又は園長が特に必要と認め、あらかじめ臨時休業承認申請書により、教育委員会の承認を得た日

（教育課程の編成）

第7条 幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）を基準に編成する。

- 2 園長は、教育課程を編成するに当たっては、園児の心身の発達の実情並びに幼稚園や地域の実態に即応するよう創意工夫しなければならない。
- 3 園長は、翌学年において実施する教育課程を、教育課程編成書により、毎年3月末日までに教育委員会に届け出なければならない。
- 4 園長は、毎年3月末日までに、現学年の教育課程実施状況報告書を教育委員会に提出しなければならない。

（遠足等の実施）

第8条 園長は、園児の遠足等を実施しようとするときは、遠足等実施届

出書により実施3日前までに教育委員会に届け出なければならない。

第3章 入園、退園等

（入園）

第9条 入園は、次の各号のすべてに該当する者から園長が許可する。

- (1) 保護者と同居している者
- (2) 安全容易に通園できる者
- (3) 保育に堪える程度に健康である者

2 入園の時期は、原則として学年の始めとする。

（転入園及び再入園）

第10条 園長は、他の幼稚園から転入園を願い出た園児又は当該幼稚園を退園後に再入園を願い出た幼児の入園を許可することができる。

（入園の手続）

第11条 入園（再入園を含む。）を希望する幼児の保護者は、入園願書に住民票謄本、保証人連署の誓約書及び入園料を添えて園長に提出するものとする。

2 転入園を希望する園児の保護者は、前項に規定するもの（入園料を除く。）に、現に在園する幼稚園の在園証明書を添えて提出するものとする。

（退園及び転園）

第12条 園児の保護者は、園児を退園又は転園させようとするときは、退（転）園願書を園長に提出するものとする。

（休園）

第13条 園児の保護者は、傷病その他やむを得ない理由により1月以上にわたって園児を休園させようとするときは、休園願書を園長に提出するものとする。

（復園）

第14条 園児の保護者は、休園している園児を復園させようとするときは、復園届を園長に提出するものとする。

（除籍）

第15条 園長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、園児を除籍する

ことができる。

- (1) 保育料を3月以上滞納した場合
- (2) 休園の期間が引続き6月に達し、なお復園できない場合
- (3) 1月以上居所不明、又は2月以上の無届欠席の場合
- (4) 入園の資格を欠いた場合

（園児の異動報告）

第16条 園長は、園児の入園（転入園及び再入園を含む。）、休園、退園、除籍等があった場合は、園児異動報告書により、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

（修了証書の授与）

第17条 園長は、所定の教育課程を修了したと認めた園児に修了証書を授与するものとする。

第4章 預かり保育

（預かり保育の定義）

第18条 預かり保育とは、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動をいう。

（預かり保育の実施園及び定員）

第19条 預かり保育を実施する幼稚園（以下「実施園」という。）及びその定員は、別に定める。

（預かり保育の休業日）

第20条 預かり保育の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで及び3月29日から入園式の日まで
- (4) 慰霊の日 6月23日

2 前項に規定するもののほか、園長が特に必要と認めるときは、臨時に休業日を設けることができる。

（預かり保育の保育時間）

第21条 預かり保育の保育時間は、次のとおりとする。

- (1) 教育課程を実施する日 教育課程に係る教育時間終了後から午後

6時30分まで

(2) 幼稚園の休業日 午前8時15分から午後6時30分まで

(預かり保育の利用形態)

第22条 預かり保育の利用形態は、次のとおりとする。

(1) 通年利用 年間を通じて利用すること。

(2) 一時利用 1日単位で利用すること。

(預かり保育の対象園児)

第23条 預かり保育の対象園児は、実施園に現に在籍する園児とする。

(預かり保育の利用手続)

第24条 預かり保育を利用しようとする園児の保護者は、あらかじめ預かり保育利用申込書を園長に提出し、その承諾を受けるものとする。

2 前項の場合において、一時利用の預かり保育を利用しようとするときは、利用を希望する日の前日までに提出するものとする。ただし、園長が特に認めるときは、利用日当日に提出することができるものとする。

3 園長は、預かり保育の申込が定員を超えた場合には、抽選その他公正な方法により預かり保育の利用者を決定しなければならない。定員に欠員が生じた場合に、その補充を行おうとするときも同様とする。

(預かり保育の利用の取りやめ、休止及び再開)

第25条 通年利用の預かり保育の利用を取りやめ又は休止しようとする園児の保護者は、利用を取りやめ又は休止しようとする日の7日前までに預かり保育利用(取りやめ・休止)届を園長に提出するものとする。

2 通年利用の預かり保育の利用を再開(利用を休止した後に、再び利用を開始することをいう。)しようとする園児の保護者は、あらかじめ預かり保育利用(再開)届を園長に提出するものとする。

(預かり保育の利用承諾の撤回)

第26条 第15条の規定は、通年利用の預かり保育の利用承諾の撤回について準用する。この場合において、同条中「保育料」とあるのは「預かり保育料」と、「休園」とあるのは「休止」と、「6月」とあるのは「3月」と、「復園」とあるのは「再開」と読み替えるものとする。

(預かり保育の異動等報告)

第27条 園長は、通年利用の預かり保育の利用の承諾、取りやめ、休止、再開及び撤回があった場合は、預かり保育（通年利用）異動報告書により、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

2 園長は、一時利用の預かり保育の利用があった場合は、預かり保育（一時利用）名簿により、速やかに教育委員会に報告しなければならない。
（預かり保育の教育活動計画）

第28条 預かり保育の教育活動計画は、幼稚園教育の基本及び目標を踏まえ、かつ、教育課程に基づく活動との関連、幼児の心身の負担等に配慮して、園長が定める。

2 園長は、翌学年において実施する預かり保育の教育活動計画を、預かり保育教育活動計画書により、毎年3月末日までに教育委員会に届け出なければならない。

第5章 職員及び職務

（職員）

第29条 幼稚園に園長、教頭及び教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

2 園長は、那覇市立小学校の校長又は那覇市幼保総合施設の施設長（那覇市幼保総合施設条例施行規則（平成24年那覇市規則第23号）第2条の施設長をいう。）をもって兼任させることができる。

3 幼稚園に第1項に掲げるもののほか、必要な職員を置くことができる。
（主任教諭）

第30条 幼稚園に主任教諭を置く。

2 主任教諭は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ園児の保育をつかさどる。

3 主任教諭は、教育委員会が教諭のうちからこれを命ずる。

第6章 雑則

（保護者の義務）

第31条 保護者は、園児の通園等に関し、その安全確保に努めなければならない。

（様式）

第32条 この規則による教育課程編成書の様式その他の様式については、別に定める。

（準用規定）

第33条 那覇市立小学校及び中学校管理運営規則（平成2年那覇市教育委員会規則第1号）第1条の2、第2条、第3条第2項、第4条、第7条、第8条の2、第10条から第12条まで、第17条、第24条及び第25条、第30条から第37条の2まで、第39条及び第40条の規定は、幼稚園の管理及び運営について準用する。この場合において、「校長」とあるのは「園長」と、「学校」とあるのは「幼稚園」と、「児童・生徒」とあるのは「園児」と読み替えるものとする。

（その他）

第34条 この規則の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際従前の規則の規定によりなされた処分及び手続きは、この規則の相当規定によりなされた処分及び手続きとみなす。

那覇市教育委員会規則第3号
平成24年3月28日
施 行 済

幼保幼稚園に係る管理運営の特例に関する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 城 間 勝

幼保幼稚園に係る管理運営の特例に関する規則

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 延長保育(第2条—第11条)

第3章 給食(第12条—第17条)

第4章 雑則(第18条—第20条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市幼保総合施設条例(平成23年那覇市条例第41号)第6条第1項の規定により幼保総合施設を構成する幼稚園(以下「幼保幼稚園」という。)が延長保育及び給食の提供を行うことについて、那覇市立幼稚園管理運営規則(平成24年那覇市教育委員会規則第2号。以下「管理運営規則」という。)の特例を定めるものとする。

第2章 延長保育

(延長保育の定義)

第2条 延長保育とは、預かり保育(管理運営規則第4章に規定するものをいう。)の終了後に、引き続き行う教育活動をいう。

(延長保育の実施園及び定員)

第3条 延長保育は幼保幼稚園において実施し、その定員は、別に定める。

(延長保育の休業日)

第4条 管理運営規則第20条の規定は、延長保育の休業日について準用する。この場合において、同条第1項第2号中「日曜日及び土曜日」とあるのは「日曜日」と読み替えるものとする。

(延長保育の保育時間)

第5条 延長保育の保育時間は、午後6時30分から午後7時30分までとする。

(延長保育の利用形態)

第6条 延長保育の利用形態は、次のとおりとする。

- (1) 通年利用 学年を通じて、月曜日から金曜日までの間利用すること。
- (2) 一時利用 月曜日から土曜日までの日を1日単位で利用すること。

（延長保育の対象者）

第7条 延長保育の対象者は、幼保幼稚園の預かり保育の承諾を受けた園児とする。

（延長保育の利用手続）

第8条 延長保育を利用しようとする園児の保護者は、あらかじめ延長保育利用申込書を園長に提出し、その承諾を受けるものとする。

2 前項の場合において、一時利用の延長保育の利用にあつては、利用を希望する日の前日までに延長保育利用申込書を提出するものとする。ただし、園長が特に認めるときは、利用日当日に提出することができるものとする。

3 園長は、延長保育の申込が定員を超えた場合には、抽選その他公正な方法により延長保育を利用する者を決定しなければならない。定員に欠員が生じた場合に、その補充を行おうとするときも同様とする。

（延長保育の利用の取りやめ、休止及び再開）

第9条 通年利用の延長保育の利用を取りやめ、休止又は再開（利用を休止した後に、再び利用を開始することをいう。以下同じ。）しようとする園児の保護者は、利用を取りやめ、休止又は再開しようとする日の7日前までに、その旨を園長に届け出るものとする。

2 預かり保育の利用を休止したときは、延長保育の利用も同時に休止したものと見て、前項の届出を要しない。

（延長保育の利用承諾の撤回）

第10条 園長は、次の各号のいずれかに該当するときは、通年利用の延長保育の利用承諾を撤回することができる。

(1) 管理運営規則第26条の規定により、園長が、通年利用の預かり保育の利用承諾を撤回したとき。

(2) 延長保育料を3月以上滞納したとき。

（延長保育の異動等報告及び教育活動計画）

第11条 管理運営規則第27条及び第28条の規定は、延長保育の異動等報告及び教育活動計画について準用する。この場合において、「預かり保育」とあるのは、「延長保育」と読み替えるものとする。

第3章 給食

（給食の提供）

第12条 幼保幼稚園は、園児に対して給食を提供するものとする。

2 前項の給食は、幼保総合施設を構成する保育所が調理したものとする。

3 幼保幼稚園の職員は、給食を受けることができる。

（給食の利用形態）

第13条 給食の利用形態は、次のとおりとする。

（1） 通年利用 次号の一時利用に該当する日を除き、学年を通じて月曜日から金曜日までの間利用すること。

（2） 一時利用 幼稚園の休業日及び幼稚園の休業日に保育を実施した場合の振替日において、1日単位で利用すること。

（給食の利用手続）

第14条 第8条第1項及び第2項の規定は、給食の利用手続きについて準用する。この場合において、「延長保育」とあるのは「給食」と読み替えるものとする。

（給食の利用の取りやめ、休止及び再開）

第15条 第9条第1項の規定は、通年利用の給食の利用の取りやめ、休止及び再開について準用する。この場合において、「延長保育」とあるのは「給食」と読み替えるものとする。

（給食の利用承諾の撤回）

第16条 園長は、通年利用の給食を利用する園児の保護者が給食費を3月以上滞納したときは、通年利用の給食の利用承諾を撤回することができる。

（給食の異動等報告）

第17条 管理運営規則第27条第1項の規定は、給食の異動等報告について準用する。この場合において、「預かり保育」とあるのは「給食」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

（預かり保育に係る特例）

第18条 管理運営規則第20条の規定の幼保幼稚園への適用については、同条第1項第2号中「日曜日及び土曜日」とあるのは「日曜日」とする。

2 幼保幼稚園の土曜日の預かり保育の利用については、これを一時利用として、管理運営規則第22条の規定を適用する。

（様式）

第19条 この規則による延長保育利用申込書の様式その他の様式については、別に

定める。

（その他）

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 延長保育及び給食の利用の手続きその他この規則の施行のために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行なうことができる。

.....

那覇市教育委員会規則第4号
平成24年3月28日
施 行 済

那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則

那覇市学校給食センター管理規則（昭和47年那覇市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
（実施校） 第2条 給食センターの給食実施校は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>給食実施校</th></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td>小 禄 学 校 給 食 セ ン タ ー</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>那 覇 学 校 給 食 セ ン タ ー</td><td>安謝小学校 大道 小学校 久茂地小 学校 那覇中学校 安岡中学校 真和 志中学校</td></tr> <tr> <td>真 和 志 学 校 給 食 セ ン タ ー</td><td>仲井真小学校 真 地小学校 寄宮中 学校 石田中学校 松城中学校 仲井 真中学校</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td>銘 苅 学 校 給 食 セ ン タ ー</td><td>〔略〕</td></tr> </table>	名称	給食実施校	〔略〕		小 禄 学 校 給 食 セ ン タ ー	〔略〕	那 覇 学 校 給 食 セ ン タ ー	安謝小学校 大道 小学校 久茂地小 学校 那覇中学校 安岡中学校 真和 志中学校	真 和 志 学 校 給 食 セ ン タ ー	仲井真小学校 真 地小学校 寄宮中 学校 石田中学校 松城中学校 仲井 真中学校	〔略〕		銘 苅 学 校 給 食 セ ン タ ー	〔略〕	（実施校） 第2条 〔略〕 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>給食実施校</th></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td>小 禄 学 校 給 食 セ ン タ ー</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>真 和 志 学 校 給 食 セ ン タ ー</td><td>仲井真小学校 真 地小学校 大道小 学校 寄宮中学校 石田中学校 松城 中学校 仲井真中 学校 真和志中学 校</td></tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td></tr> <tr> <td>銘 苅 学 校 給 食 セ ン タ ー</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>安 謝 学 校 給 食 セ ン タ ー</td><td>安謝小学校 安岡 中学校</td></tr> <tr> <td>天 久 学 校 給 食 セ ン タ ー</td><td>天久小学校 久茂 地小学校 那覇中 学校</td></tr> </table>	名称	給食実施校	〔略〕		小 禄 学 校 給 食 セ ン タ ー	〔略〕	真 和 志 学 校 給 食 セ ン タ ー	仲井真小学校 真 地小学校 大道小 学校 寄宮中学校 石田中学校 松城 中学校 仲井真中 学校 真和志中学 校	〔略〕		銘 苅 学 校 給 食 セ ン タ ー	〔略〕	安 謝 学 校 給 食 セ ン タ ー	安謝小学校 安岡 中学校	天 久 学 校 給 食 セ ン タ ー	天久小学校 久茂 地小学校 那覇中 学校
名称	給食実施校																														
〔略〕																															
小 禄 学 校 給 食 セ ン タ ー	〔略〕																														
那 覇 学 校 給 食 セ ン タ ー	安謝小学校 大道 小学校 久茂地小 学校 那覇中学校 安岡中学校 真和 志中学校																														
真 和 志 学 校 給 食 セ ン タ ー	仲井真小学校 真 地小学校 寄宮中 学校 石田中学校 松城中学校 仲井 真中学校																														
〔略〕																															
銘 苅 学 校 給 食 セ ン タ ー	〔略〕																														
名称	給食実施校																														
〔略〕																															
小 禄 学 校 給 食 セ ン タ ー	〔略〕																														
真 和 志 学 校 給 食 セ ン タ ー	仲井真小学校 真 地小学校 大道小 学校 寄宮中学校 石田中学校 松城 中学校 仲井真中 学校 真和志中学 校																														
〔略〕																															
銘 苅 学 校 給 食 セ ン タ ー	〔略〕																														
安 謝 学 校 給 食 セ ン タ ー	安謝小学校 安岡 中学校																														
天 久 学 校 給 食 セ ン タ ー	天久小学校 久茂 地小学校 那覇中 学校																														
備考 1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 表の改正規定において、改正後の欄中の罫線に対応する改正前の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を加える。																															

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第5号

平成 24 年 3 月 28 日

施 行 済

那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則の一部を改正する規則

那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則（平成10年那覇市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この規則は、那覇市立壺屋焼物博物館条例（平成9年那覇市条例第33号）第15条第4項の規定に基づき那覇市立壺屋焼物博物館協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 （委員） 第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 （1） 学校教育関係者 （2） 社会教育関係者 （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者 （4） 学識経験者 （5） 地域代表者 2 委員は、再任されることができる。 第4条～第8条 〔略〕	（趣旨） 第1条 この規則は、那覇市立壺屋焼物博物館条例（平成9年那覇市条例第33号）第15条第6項の規定に基づき那覇市立壺屋焼物博物館協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 第3条～第7条 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第6号

平成24年3月28日

施行 済

那覇市教育委員会の教育行政運営ビジョンの策定等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会

委員長 城 間 勝

那覇市教育委員会の教育行政運営ビジョンの策定等に関する規則
を廃止する規則

那覇市教育委員会の教育行政運営ビジョンの策定等に関する規則（平成14年那覇市教育委員会規則第15号）は、廃止する。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第7号

平成24年3月28日

施行 済

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会

委員長 城 間 勝

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、那覇市教育委員会の組織、事務分掌及び職員の職の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部、課等の設置) 第5条 事務局に置く部、課及び室は次の表のとおりとする。 [表 別記] (公の施設の所管) 第9条 教育委員会の所管に属する公の施設並びに所管する部及び課は、次の表のとおりとする。 [表 別記] (分掌事務等) 第11条 [略] 2 グループ制については第6条の2の規定を、臨時等組織については第7条の規定を準用する。 (附属機関) 第12条 教育委員会の所管に属する附属機関(市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)に基づき補助執行するものを含み、那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成18年那覇市教育委員会規則第4号)に基づき補助執行させるものを除く。)の名称及び庶務担当課等は、次の表のとおりとする。 [表 別記] (職務) 第20条 前条に掲げる職名の職務は、次の表のとおりとする。ただし、主任教諭及び教諭については、別の定めによるもの	(趣旨) 第1条 この規則は、那覇市教育委員会の組織、事務分掌、<u>職員の職</u>の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部、課等の設置) 第5条 [略] [表 別記] (公の施設の所管) 第9条 [略] [表 別記] (分掌事務等) 第11条 [略] 2 <u>教育機関のグループ制</u>については第6条の2の規定を、臨時等組織については第7条の規定を準用する。 (附属機関) 第12条 [略] [表 別記] (職務) 第20条 [略]

とする。	
[表 別記]	[表 別記]
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	
3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 那覇市就学指導委員会規則(昭和52年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織)	(組織)
第3条 [略]	第3条 [略]
2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。	2 [略]
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) <u>総合青少年課職員</u>	(4) <u>教育相談課職員</u>
(5)～(6) [略]	(5)～(6) [略]
備考 本則の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

〔改正前 別記〕

〔第5条の表〕

部	課	室
生涯学習部	〔略〕	
学校教育部	〔略〕	
	総合青少年課	
	学務課	
	〔略〕	

〔改正後 別記〕

〔第5条の表〕

部	課	室
生涯学習部	〔略〕	
学校教育部	〔略〕	
	教育相談課	
	青少年育成課	
	学務課	
	〔略〕	

〔改正前 別記〕

〔第9条の表〕

公の施設の名称	所管する部及び課	
	部	課
〔略〕		
那覇市立森の家みんな	学校教育部	総合青少年課

〔改正後 別記〕

〔第9条の表〕

公の施設の名称	所管する部及び課	
	部	課

[略]		
那覇市立森の家みんな	学校教育部	<u>青少年育成課</u>

[改正前 別記]

[第12条の表]

附属機関の名称	庶務担当課等
[略]	
那覇市スポーツ振興審議会	市民スポーツ課
[略]	
那覇市青少年問題協議会	総合青少年課
[略]	

[改正後 別記]

[第12条の表]

附属機関の名称	庶務担当課等
[略]	
<u>那覇市スポーツ推進審議会</u>	市民スポーツ課
[略]	
那覇市青少年問題協議会	<u>青少年育成課</u>
[略]	

[改正前 別記]

[第20条の表]

職名	職務
[略]	
主任運転手	上司の命を受けて車両の取扱い、物資の運搬 <u>及び</u> 調理等に従事する。
[略]	
主任栄養士 栄養士	上司の命を受けて献立の作成 <u>及び</u> 栄養に関する業務等に従事する。
[略]	
運転手	上司の命を受けて車両の取扱い、物資の運搬 <u>及び</u> 調理等に従事する。

[改正後 別記]

[第20条の表]

職名	職務
[略]	
主任運転手	上司の命を受けて車両の取扱い、物資の運搬、調理等に従事する。
[略]	
主任栄養士 栄養士	上司の命を受けて献立の作成、 <u>栄養</u> に関する業務等に従事する。
[略]	
運転手	上司の命を受けて車両の取扱い、物資の運搬、調理等に従事する。

〔改正前 別記〕

別表第1(第6条関係)

事務局の事務分掌

生涯学習部に関する事項

課	分掌事務
総務課	1 教育委員会会議に関する <u>こと。</u> 2～4 〔略〕 5 <u>条例、規則等の制定、改廃及び解釈に関すること。</u> 6～8 〔略〕 9 <u>基本構想、基本計画(教育行政運営ビジョンを含む。)の策定及び推進に関すること。</u> 10 <u>重点施策の策定に関すること。</u> 11 <u>主要事業の進行管理に関すること。</u> 12 <u>実施計画に関すること。</u> 13 <u>予算の編成及び決算に関すること。</u> 14 <u>組織及び定数に関すること。</u> 15 <u>事務管理に関すること。</u> 16～21 〔略〕 22 <u>文書及び公印に関すること。</u> 23 〔略〕 24 <u>議会との連絡事務に関すること。</u> 25～26 〔略〕 27 <u>余裕教室及び空き教室に関すること。</u> 28～31 〔略〕
生涯学習課	1～6 〔略〕 7 <u>那覇こどものためのデザイン事業に関すること。</u> 8～11 〔略〕 12 <u>市民文化に関すること。</u> 13～14 〔略〕
〔略〕	

学校教育部に関する事項

課	分掌事務
学校教育課	1～2 〔略〕 3～18 〔略〕
総合青少年課	1 <u>青少年問題及び青少年の健全育成並びに不登校対策に関する企画、調査及び研究に関すること。</u> 2 <u>不登校への対応に係る学校への指導及び助言並びに支援に関すること。</u> 3 <u>適応指導教室に関すること。</u>

	<u>4 児童生徒の問題行動に關すること。</u> <u>5 青少年施設の設置、管理及び廃止に關すること。</u> <u>6 青少年關係団体等との連絡調整に關すること。</u> <u>7 青少年団体の育成及び指導助言に關すること。</u> <u>8 青少年に対する街頭指導に關すること。</u> <u>9 青少年に対する継続指導に關すること。</u> <u>10 青少年に關する相談に關すること。</u> <u>11 その他教育相談(メンタルヘルスを含む。)等に關すること。</u>
学務課	1～8 〔略〕 <u>9 学校事務処理体制の再構築に關すること。</u>
〔略〕	

〔改正後 別記〕

別表第1(第6条關係)

事務局の事務分掌

生涯学習部に關する事項

課	分掌事務
総務課	1 教育委員会 <u>の</u> 會議に關すること。 2～4 〔略〕 5 <u>規則、訓令等</u> の制定、改廃及び解釈に關すること。 6～8 〔略〕 9 教育振興基本計画その他重要施策の策定及び推進に關するこ と。 10 教育委員会に係る予算の編成及び決算の <u>総括</u> に關すること。 11 教育委員会の組織、定数及び事務管理に關すること。 12～17 〔略〕 18 教育委員会の文書及び公印に關すること。 19 〔略〕 20～21 〔略〕 22 余裕教室の <u>活用</u> に關すること。 23～26 〔略〕
生涯学習課	1～6 〔略〕 <u>7～10</u> 〔略〕 <u>11～12</u> 〔略〕
〔略〕	

学校教育部に關する事項

課	分掌事務
学校教育課	1～2 〔略〕

	<u>3 生徒指導に關すること。</u> <u>4～19</u> 〔略〕
教育相談課	<u>1 不登校等に關する調査及び研究に關すること。</u> <u>2 不登校対策に係る学校への指導、助言及び支援に關すること。</u> <u>3 適応指導教室に關すること。</u> <u>4 青少年の街頭指導に關すること。</u> <u>5 青少年の継続指導に關すること。</u> <u>6 教育相談（メンタルヘルスを含む。）に關すること。</u>
青少年育成課	<u>1 青少年問題の総合的施策に關する企画及び調査に關すること。</u> <u>2 青少年の健全育成に關すること。</u> <u>3 青少年施設の設置、管理及び廃止に關すること。</u> <u>4 青少年関係団体等との連絡調整に關すること。</u> <u>5 青少年団体の育成に關すること。</u>
学務課	1～8 〔略〕
〔略〕	

〔改正前 別記〕

別表第2(第11条関係)

教育機関の事務分掌

教育機関	分掌事務
公民館	1～6 〔略〕 <u>7～12</u> 〔略〕 <u>13 所管する複合施設の維持管理に關すること。（小禄南公民館、首里公民館、石嶺公民館及び牧志駅前ほしぞら公民館に限る。）</u> <u>14</u> 〔略〕
図書館	1～7 〔略〕 8 他の公共図書館及び学校図書館等との図書館資料の相互貸借に關すること。 9～17 〔略〕
教育研究所	1 教育に關する専門的、技術的事項の調査、研究に關すること。 2～6 〔略〕
学校給食センター	1～3 〔略〕 4 献立の作成及び栄養に關する業務等に關すること。 5 調理及び運搬等に關すること。 6～7 〔略〕

〔改正後 別記〕

別表第2(第11条関係)

教育機関の事務分掌

教育機関	分掌事務
公民館	1～6 〔略〕 7 プラネタリウムに關すること(牧志駅前ほしぞら公民館に限る。) 8～13 〔略〕 14 所管する複合施設の維持管理に關すること(小禄南公民館、首里公民館、石嶺公民館及び牧志駅前ほしぞら公民館に限る。) 15 〔略〕
図書館	1～7 〔略〕 8 他の公共図書館、学校図書館等との図書館資料の相互貸借に關すること。 9～17 〔略〕
教育研究所	1 教育に關する専門的、技術的事項の調査及び研究に關すること。 2～6 〔略〕
学校給食センター	1～3 〔略〕 4 献立の作成及び栄養に關すること。 5 調理及び運搬に關すること。 6～7 〔略〕

那覇市教育委員会規則第 8 号

平成 24 年 3 月 28 日
施 行 済

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 城 間 勝

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成5年那覇市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	
3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表（第2条関係）

職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り	休憩時間
[略]			
総合青少年課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]		
図書館に勤務する職員	[略]		
学校給食センターに勤務する職員			
幼稚園、小学校及び中学校に勤務する職員	[略]		

[改正後 別記]

別表（第2条関係）

職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り	休憩時間
-------	-----	----------	------

[略]			
教育相談課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]		
青少年育成課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで (1) 8時30分から17時15分まで (2) 11時30分から20時15分まで (3) 13時15分から22時まで (1)から(3)までのうちから所属長が定める。	勤務時間の割振りが(1)の場合において、12時から13時までの1時間は、(2)又は(3)の場合において、14時から18時までの間で所属長が定める1時間は、休憩時間とする。
図書館に勤務する職員	[略]		
学校給食センターに勤務する職員			
幼稚園に勤務する職員	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8時15分から16時45分まで ただし、幼保幼稚園（幼保幼稚園に係る管理運営の特例に関する規則（平成24年那覇市教育委員会規則第3号 第1条に規定する幼保幼稚園をいう。）に勤務する職員については、7時30分から16時まで、又は8時15分から16時45分までのうちから所属長が定める。	11時から14時までの間で所属長の定める45分は、休憩時間とする。
小学校及び中学校に勤務する職員	[略]		

教育委員会訓令

那 覇 市 教 育 委 員 会 訓 令 第 1 号
平 成 2 4 年 3 月 2 8 日
施 行 済

那覇市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程の一部を改正する訓令

那覇市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程(平成19年那覇市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(苦情審査会) 第4条 [略] 2 審査会の委員は、学校教育部長、学校教育 部副部長、学校教育課長、<u>総合青少年 課長</u>、教育研究所長及び学校教育課の副 参事(教職員人事担当の副参事を除く副 参事をいう。)で構成する。 3～5 [略] (守秘義務) 第10条 委員及び調査員は、申出者等の職、 氏名、苦情内容<u>及び</u>苦情対応等に関し職 務上知り得た秘密を漏らしてはならな い。その職を退いた後も同様とする。 (任意の苦情対応) 第14条 評価者は、被評価者から口頭によ り不満・苦情の申出がある場合は、相談 に応じ必要な説明<u>及び</u>指導等を行い、そ の解決に努めるものとする。	(苦情審査会) 第4条 [略] 2 審査会の委員は、学校教育部長、学校教 育部副部長、学校教育課長、<u>教育相談課 長</u>、教育研究所長及び学校教育課の副参 事(教職員人事担当の副参事を除く副参 事をいう。)で構成する。 3～5 [略] (守秘義務) 第10条 委員及び調査員は、申出者等の職、 氏名、苦情内容、<u>苦情対応等</u>に関し職務 上知り得た秘密を漏らしてはならない。 その職を退いた後も同様とする。 (任意の苦情対応) 第14条 評価者は、被評価者から口頭によ り不満・苦情の申出がある場合は、相談 に応じ必要な説明、<u>指導等</u>を行い、その 解決に努めるものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第1号
平成24年3月28日
施 行 済

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

那覇市教育委員会
教育長 城 間 幹 子

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程（平成3年那覇市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記] [別表第3 別記]	[別表第1 別記] [別表第3 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第1（第4条関係）

事務決裁基準表

教育長決裁基準

(1)～(3) 〔略〕

(4) 教育委員会会議に提出する議案の決定に関すること。

(5)～(8) 〔略〕

〔改正後 別記〕

別表第1（第4条関係）

事務決裁基準表

教育長決裁基準

(1)～(3) 〔略〕

(4) 教育委員会に提出する議案の決定に関すること。

(5)～(8) 〔略〕

〔改正前 別記〕

別表第3(第5条関係)

事務局個別決裁事項

所属	事項	決裁者
[略]		
総合青少年課	[略]	
	青少年指導員 <u>連絡会及び研修</u> に関すること。	[略]
	街頭指導に関すること。	[略]
	<u>青少年相談</u> 及び継続指導に関すること。	[略]
学務課	[略]	
[略]		

〔改正後 別記〕

別表第3(第5条関係)

事務局個別決裁事項

所属	事項		決裁者
[略]			
教育相談課	[略]		
	青少年指導員に関すること。		[略]
	街頭指導に関すること。		[略]
	教育相談及び継続指導に関すること。		[略]
青少年育成課	<u>行事の企画、運営及び実施に関するこ と。</u>	重要	部長
		軽易	課長
	<u>各種団体の講師あっせんに関すること。</u>		課長
学務課	[略]		
[略]			

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 1 号

平 成 2 4 年 4 月 2 日

掲 示 済

那覇市農業委員会委員の解任請求に要する選挙権を有する者の数について

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 14 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員の解任請求に要する数は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 亀 島 賢 優

農業委員会委員の選挙権を有する者の 2 分の 1 以上の数 2 3 2 人

監査委員公表

那 監 公 表 第 7 号

平成 24 年 4 月 16 日

那覇市監査委員

大 嶺 英 明

同

宮 里 善 博

同

久 高 将 光

同

喜 舎 場 盛 三

平成 23 年度定期監査（工事監査）の結果に対する措置について（公表）

平成 23 年度定期監査(工事監査)の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長及び那覇市上下水道事業管理者から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 23 年度定期監査（工事監査）の結果に対する措置について

都市計画部 区画整理課

○H23 真嘉比古島第二街路及び整地工事（その3）

1 設計全般について

(1)擁壁工の図面を見ると、宅造法では地上より上部の高さをHとして表示しているが、擁壁詳細図では全高をHとし、根入れをh と表示されていた。根入れの数値そのものには問題はないが、宅造法が定めている高さ基準を図面に表示されたい。

☐ 上記事項に関する措置

竣工図面について、擁壁の高さ基準を宅造法に基づき表示するよう指示しました。

(2)重力式コンクリート擁壁ではコンクリート強度が $21\text{N}/\text{mm}^2$ のところ $24\text{N}/\text{mm}^2$ に表示されていたり、水抜パイプが $\phi 75$ のところ $\phi 100$ と記載されているなど図面の内容について点検されたい。

☐ 上記事項に関する措置

竣工図面作成において、現場採用のコンクリート強度（ $24\text{N}/\text{mm}^2$ ）及び水抜きパイプ（ $\phi 100$ ）に訂正し表示するよう指示しました。

2 その他

現場事務所前に掲示されていた標識の中で、現場体系図の他に組織表が担当者の顔写真入りで示されていた。良好な対応であると思われ、今後他工事においても継続した掲示をすることが望まれるが、この組織表に各工種名を記入しておくことが必要と思われる。

☐ 上記事項に関する措置

ご指摘の点を受け、他工事で各工種名を記入するよう指示しました。

建設管理部 花とみどり課

○平成 23 年度新都心公園整備工事(土木)

1 設計内容について（設計図面の調査）

転落防止柵の設置基準は柵の横棧の天端から地上までを1100mm 以上とするよう徹底されたい。

☐ 上記事項に関する措置

工事受注者へ周知徹底を行い、工事完成検査で、柵の横棧の天端から地上まで1100mm 以上を確認した。

2 堰の施工状況について

最上流部の堰の掘削が施工されていたが、沢筋幅は堰の設計幅より狭いことから、堰高さより高くなるようにして仕上げる必要があると思われる。

☐ 上記事項に関する措置

工事完成検査で、設計通り堰高より高く整備されていること確認した。

3 今後の施工に当って望まれる事項

水飲みやベンチなどの製品が設置されるが、部材の仕様を確認すると共に、(社)日本公園施設業協会の生産物賠償責任保険に加入した製品であることの証明を得ておく必要があると思われる。

☐ 上記事項に関する措置

使用材料承諾願にて、部材の仕様及びまた(社)日本公園施設業協会の生産物賠償責任保険に加入した製品であることを確認した。

また、資材メーカー（株）コトブキ、H. O. C(株) が(社)日本公園施設業協会の正式な会員であるか、(社)日本公園施設業協会HPで確認を行った。

上下水道部 工務課

○真嘉比古島区画整理事業に伴う第13 次配水管布設工事(その1)

1 その他

設計図面では平行に設置する配管の芯々の距離が明示されていたが、実際には純かぶり(外管どおしの離隔)が300mmであることを周知徹底されたい。

また、横断する下水管などとの交差の離隔も300mm以上を確保するよう明示されたい。

☐ 上記事項に関する措置

他占用物との距離の表示は管の芯からの距離及び管との離隔を明示します。

正 誤

○那覇市公報第 1569 号の正誤

2012(平成 24 年)年 4 月 2 日付け那覇市公報第 1569 号のページ番号について、次のとおり訂正する。

訂正前ページ番号	訂正後ページ番号
1053～1110	1～58

○那覇市公報第 1570 号の正誤

平成 24 年 3 月 30 日本市役所前掲示場掲示により公布(2012（平成 24）年 4 月 16 日那覇市公報第 1570 号登載)した平成 24 年那覇市条例第 25 号那覇市税条例の一部を改正する条例中、付則第 2 条第 3 項（固定資産税に関する経過措置）中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 号)」は、平成 24 年 3 月 31 日地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の公布により「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 17 号)」となった。